

**第3次長久手市地域福祉計画・
地域福祉活動計画**

第2次長久手市地域自殺対策計画

(素案)

**令和6年3月
愛知県 長久手市
社会福祉法人 長久手市社会福祉協議会**

目次

第1章 総論.....	1
1 計画策定の背景と目的.....	1
2 計画の位置づけ.....	2
3 計画の期間.....	8
4 SDGsとの関連について.....	9
第2章 本市の状況と課題.....	10
1 データからみる本市の現状.....	10
2 意識調査等からみる地域福祉の現状.....	18
3 地域福祉をめぐる主な課題.....	25
第3章 計画の基本理念・目標・施策.....	27
1 基本理念.....	27
2 計画の体系.....	28
3 基本目標・基本施策.....	29
第4章 計画の展開.....	34
1 重層的支援体制整備事業.....	
2 「地域」とは？.....	38
3 基本施策の展開.....	39
基本目標1 気づく.....	39
基本目標2 つながる.....	41
基本目標3 届ける.....	43
基本目標4 支え合う.....	45
基本目標5 たつせがある.....	47
4 地域福祉活動計画.....	49
第5章 長久手市地域自殺対策計画	
第6章 計画の推進	
第7章 資料編	

第1章 総論

1 計画策定の背景と目的

近年、人口減少・少子高齢化や核家族化の進行、一人ひとりの価値観や考え方、ライフスタイルの多様化など、社会環境の変化により、地域のつながりが希薄化していると言われてしています。さらに、8050問題やダブルケア、ヤングケアラーなど複合的な問題の増加、虐待、社会からの孤立など、既存のサービスだけでは対応しきれない制度の狭間といわれる新たな課題が顕在化しています。また、新型コロナウイルス感染症がもたらした市民の日常生活への影響は計り知れず、ついこの前まで当たり前だった人と人とのコミュニケーションやふれあいのあり方をも大きく変えてしまうものでした。

このような中、国においては、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、市民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、市民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現を目指しています。

そのためには、高齢者、障がい者、児童などの従来の福祉制度の対象者だけでなく、地域で暮らす一人ひとりの暮らしの上での困りごとを早期に把握し、困りごとが深刻になったり、孤立したりする前に対応することが大切です。そして、本人や家族の自助努力を踏まえつつ、「地域福祉」や「社会保障」を効果的に活用して、皆で解決していく姿勢が求められます。

本市では、2019（平成31）年3月策定の地域福祉計画・地域福祉活動計画（以下「第2次計画」という。）において、地域の人たちが見守り、お互いに支え合うことで誰もが安心して暮らせるまちを目指し、取組を進めてきました。今は人口が増加している本市においても、いずれは人口減少が訪れ、高齢化は一層進み、厳しい行財政運営を強いられることが予想されます。そのような時代に対応するには、今のうちから時間をかけ、これまで以上に行政主導から市民主体のまちづくりへ転換する必要があります。

こうした背景から、「第2次計画」の基本理念を引き継ぐとともに、第6次長久手市総合計画（以下「ながくて未来図」という。）と整合を図りながら、「第3次長久手市地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定しました。

計画策定においては、「地域福祉」について考え合う場を庁内外にできるだけ多く作ることを心がけながら進めてきており、策定された計画を展開していくうえでも、市民の主体的な参加を得ることを目的として取り組んでいきます。

2 計画の位置づけ

(1)地域福祉とは

わたしたちは地域において、様々な問題や困りごとに日々向き合い、解決しながら生活しています。そのなかには、自分たちで解決できずに困っており、支援を必要としている人がいます。地域福祉とは、こうした様々な課題に対して、市民・団体・事業者・行政などが協働して解決に取り組み、住み慣れた地域において誰もが安心して暮らせるまちづくりを進めていこうとする取り組みのことをいいます。

(2)各計画の内容

●地域福祉計画

「地域福祉計画」とは、「地域福祉を推進するためのしくみをつくる計画」で、社会福祉法第107条の規定に基づき、市が策定します。また、同計画では、次の5つの事項を踏まえ、具体的な内容を示すとともに、その他の必要な事項を加え、計画に盛り込むことが求められています。

- ①地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- ②地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- ③地域における社会福祉を目的とした事業の健全な発達に関する事項
- ④地域福祉に関する活動への住民の参加に関する事項
- ⑤包括的な支援体制の整備に関する事項

●地域福祉活動計画

「地域福祉活動計画」とは、社会福祉法第109条に「地域福祉の推進を図ること」と規定されている「社会福祉協議会」（以下「社協」という。）が中心となり策定する、民間の行動計画です。「市民」「地域で福祉活動を行う者」「福祉事業を経営する者」が相互に協力して、地域福祉の推進を目的とする実践的な計画として、具体的な行動と関係機関の役割分担が明示されたもので、民間組織である社協の行動計画として策定します。

●重層的支援体制整備事業実施計画

「重層的支援体制整備事業実施計画」とは、社会福祉法第106条の5に規定しており、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するため、重層的支援体制整備事業を実施するための計画です。

地域の多様な主体が協働して、属性を問わない包括的な支援と地域づくりに向けた支援を総合的に推進し、多様なつながりを地域に生み出すことを通じて、地域共生社会の実現を目指すことを目的としています。

●地域自殺対策計画

「地域自殺対策計画」とは、誰もが「生きることの包括的な支援」として自殺対策に関する必要な支援を受けられるよう、自殺対策基本法第13条第2項の規定に基づき策定するものです。

●権利擁護支援計画

「権利擁護支援計画」とは、成年後見制度利用の促進に関する法律第14条第1項に規定しており、成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援、その他の必要な措置を講ずるよう努めるものです。

認知症や知的障がい、その他の精神上的障がいなどにより判断能力が十分ではない状態になっても、住み慣れた地域で自分らしい生活を送ることができるよう、成年後見制度の周知啓発と利用促進を図ることを目的としています。

●再犯防止推進計画

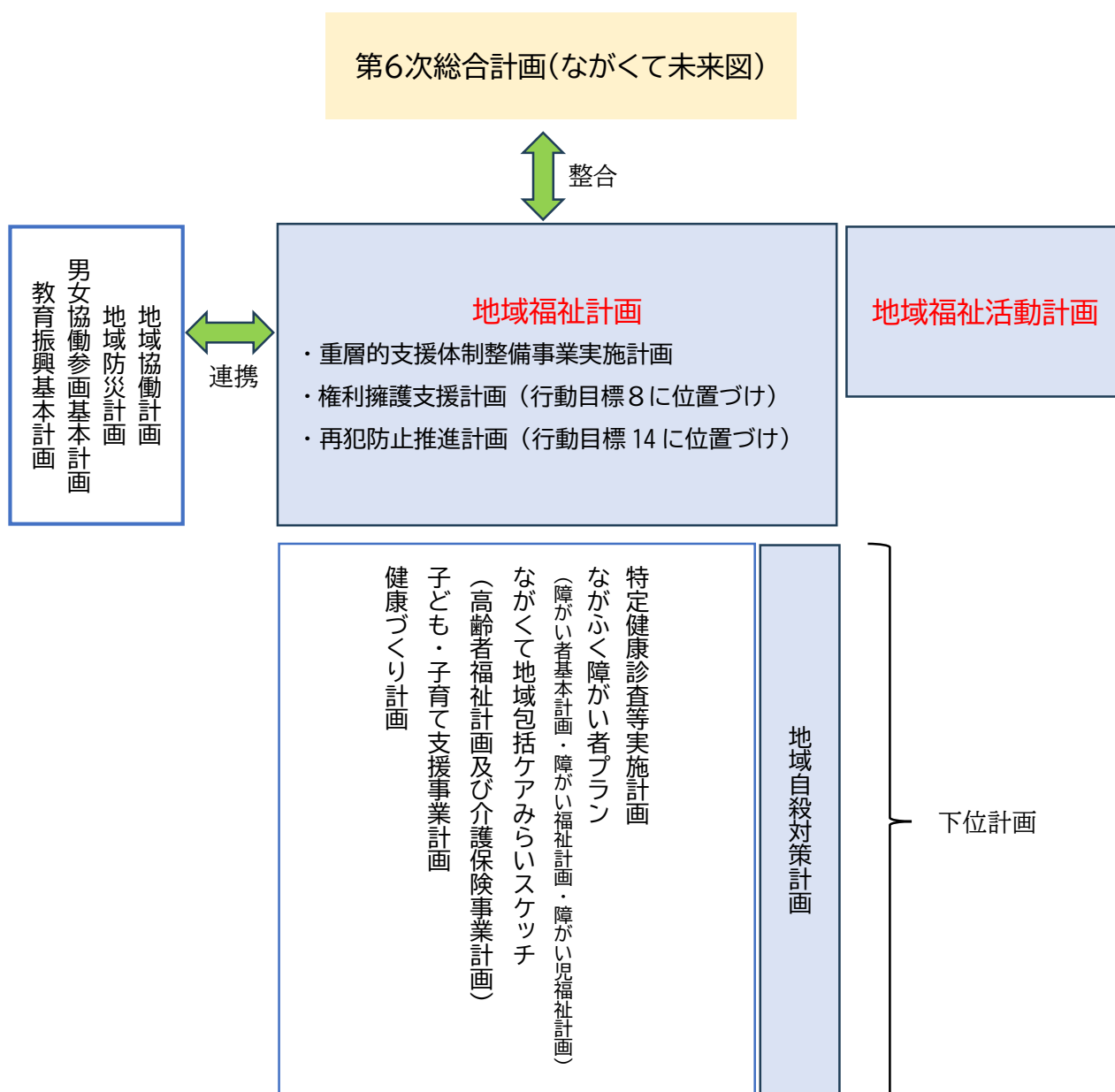
「再犯防止推進計画」とは、再犯防止促進法第8条に規定しており、再犯の防止等に関する施策の推進の関する計画を定めるよう努めるものです。

罪を犯した者等の再犯を防止するためには、刑事司法関係機関による取組だけではその内容や範囲に限界があり、社会復帰後、地域社会で孤立させない「息の長い」支援等を、国、地方公共団体、民間団体等が緊密に連携協力して実施する必要があります。

(3)各計画の位置づけ

長久手市地域福祉計画は、社会福祉法第4条に規定する地域福祉を推進するため、策定する計画であり、各福祉に関する計画の上位計画です。「地域福祉活動計画」と協働して策定し、実効性を高めるものとします。また、長久手市地域自殺対策計画は、生きることへの包括的支援として、幅広い視点から自殺の予防につなげられるよう地域福祉と協働して策定しました。

なお、地域福祉計画と地域自殺対策計画は、「長久手市みんなでつくるまち条例」の趣旨に沿って推進し、10年ごとのまちづくりの指針となる総合計画に基づいて策定するものです。また、防災やまちづくり、男女共同参画など、地域福祉の推進において関連がある分野との連携も図ります。



● (ながくて未来図)の取組

本市が目指す10年後の姿やそれを実現するための施策を示した「まちづくりの指針」であり、2050年には老若男女がまちづくりに関わるのが当たり前になり、市民主体のまちづくりが文化として定着するよう、多くの市民に役割を担ってもらう(=種を蒔く)ことに主眼を置いて策定されています。そして、市民一人ひとりが地域に役割と居場所を持ち、関わり合い、お互いに助け合い支え合える「地域で共生するまち」にしていくことが重要であるとして、本市の将来像を次のとおり掲げています。

幸せが実感できる 共生のまち 長久手

～そして、物語が生まれる～

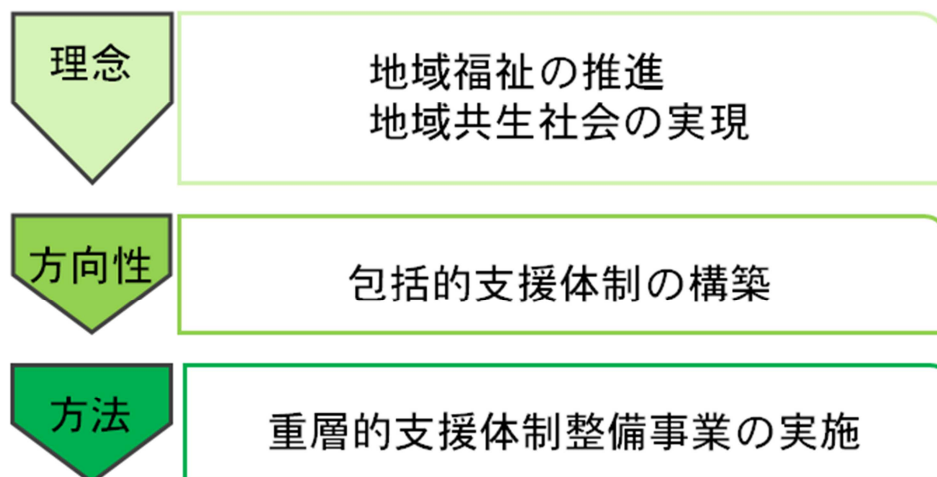
(4)地域共生社会の実現にむけて

1 国の取組

地域共生社会とは、制度や分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで住民一人ひとりのくらしと生きがい、地域をともに創っていく社会をいいます。

2016(平成28)年7月、厚生労働省に『「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部』が設置され、同年10月から「地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会(地域力強化検討会)」において、地域共生社会の実現に向けた議論が進められました。2017(平成29)年6月には、社会福祉法が一部改正され、「地域共生社会」の実現に向けた取組の方向性が示され、地域福祉の理念に加え、地域共生社会の実現に向けて市町村が包括的な支援体制づくりに努める旨が規定されました。

そして、2020(令和2)年6月に社会福祉法が改正され、市町村が包括的な支援体制を整えるため、「相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に行っていく「重層的支援体制整備事業」が新たに創設されました。



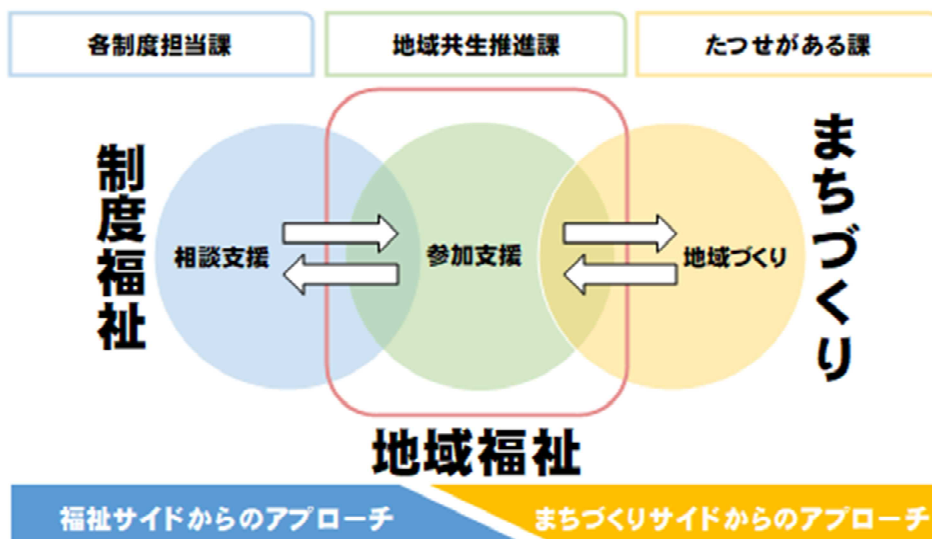
2 地域福祉と重層的支援体制整備事業との関係性

重層的支援体制整備事業は、属性を問わない「相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に行う包括的な支援体制を整備し、重層的なセーフティネットを作ることを目指す事業で、支援の対象者も、福祉、保険医療、住まい、就労、教育、孤立などの課題を抱える全ての市民です。

本事業を進め、各分野の支援体制が連携されていくことで、支援を必要とする人がより適切な支援や制度につながるようになり、参加のための支援や人と人とのつながりを地域につくっていくことで、深刻化するケースを未然に防ぐことができるようになって考えられています。

また、新しい支援制度というよりは、既存の支援機関や専門職の負担を軽減しながら、地域の支援力の限界点を引き上げ、効果的に市民を支援していくための事業であるといえます。

本事業は、本来、包括的支援という上位の目標を実現するための手段として、時代や社会の変化にあわせて地域福祉を強化する取組であることから、その実施体制や方法は地域福祉のあり方とあわせて考える必要があります。



3 本市の取り組み

本市では、「地域共生社会」という言葉が一般的に使われる前から、「ひとりひとりに役割と居場所を」という考えのもと、地域共生社会につながる取り組みを重ねてきました。

平成 24 年度からは、市民とつくる「新しいまちのかたち」を模索し、顔のみえる小さな範囲で、市民が活動できる新たな組織と枠組みとしてのまちづくり協議会、誰もが気軽に集まり、地域のための様々な取組を行っていくための新しい”場”としての地域共生ステーションを、市民と対話を繰り返し、形作ってきました。これらを通して、市民と市職員が同じ目線で汗を流す体験、その”場”で起こることを大事にする、という視点が得られました。

その後も、市民と職員の新しい関係性づくりに取り組み、平成 30 年度には、第 1 回地域共生社会推進全国サミットを本市で開催し、みんなでつくるまち条例、第 6 次長久手市総合計画、第 2 次地域福祉計画を市民の皆さんと力を合わせて策定しました。計画策定を通して、多くの市民に”参加”していただき、行政にも市民の意見を聞く仕組みはできましたが、そこで生まれたネットワークを維持できなかったり、計画推進時に担い手を応援する仕組みが弱かったり、という課題も見えてきました。

さらに、地域福祉の取組としても、平成29年には、改正社会福祉法の施行に先立ち、厚生労働省のモデル事業「多機関協働相談支援包括化推進事業」を実施し、圏域ごとに相談支援包括化推進員を配置し、「悩みごと相談室」を司令塔に、庁内及び関係機関とともに、相談支援に関する包括的支援体制づくりに取り組み始めました。

また、モデル事業「地域力強化推進事業」もあわせて実施し、小学校区ごとに CSW(コミュニティソーシャルワーカー)を配置し、市民にとって身近な相談員であるとともに、地域の課題を市民主体で解決を図れるよう、関係機関等との調整役を担い、地域の力と行政、関係機関による支援が協働のうえ、地域生活課題を解決する体制づくりに取り組み始めました。

そんな中、令和元年1月から新型コロナウイルス感染症が流行し、市民の生活は大きく変化しました。日常生活はもちろん、地域福祉活動やワークショップ等による市民参加の機会が激減し、子育て世代や高齢者の社会的孤立が浮き彫りとなりました。そんな中でも市民のみなさんが必死に関係性を維持したことにより、現在の地域のつながりや安心して暮らすことができる生活があります。

重層的支援体制整備事業が創設された令和 3 年度から、同事業を実施し、新設された市長直轄組織地域共生推進課を中心にさらなる連携体制の強化に努めています。並行して、地域のことは、その地域に住むみなさんと話し合うことに注力し、地域共生社会の実現に向けて、多くの人と対話を重ねています。

3 計画の期間

計画の期間は、2024（令和6）年度から2029（令和11）年度までの6か年とします。

ただし、社会経済情勢の変化や大きな制度の改正、関連する個別計画との整合に柔軟に対応できるよう、必要に応じて見直しを行います。

計画/年度	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029
総合計画		第6次総合計画（ながくて未来図）										
地域福祉計画 地域福祉活動計画		第2次地域福祉計画・ 地域福祉活動計画					第3次地域福祉計画・ 地域福祉活動計画					
地域自殺 対策計画		長久手市地域自殺対策計画					第2次長久手市地域自殺対策計画					
重層的支援 体制整備事業 実施計画							重層的支援体制整備 事業実施計画			第2次重層的支援体 制整備事業実施計画		
権利擁護 支援計画							権利擁護支援計画					
再犯防止 推進計画							再犯防止推進計画					
高齢者福祉 計画及び介護 保険事業計画		第8次高齢者 福祉計画	第9次高齢者 福祉計画		第10次高齢者 福祉計画		第11次高齢者 福祉計画					
		第7期介護保険 事業計画	第8介護保険 事業計画		第9介護保険 事業計画		第10介護保険 事業計画					
障がい者 基本計画			第4次障がい者基本計画							第5次障がい者基本計画		
障がい 福祉計画		第5期障がい 福祉計画	第6期障がい 福祉計画		第7期障がい 福祉計画		第8期障がい 福祉計画					
障がい児 福祉計画		第1期障がい児 福祉計画	第2期障がい児 福祉計画		第3期障がい児 福祉計画		第4期障がい児 福祉計画					
健康づくり 計画		第2次健康づくり計画					第3次健康づくり計画					
特定健康診査 等実施計画		第3期特定健康診査等 実施計画					第4期特定健康診査等 実施計画					
子ども・ 子育て支援 事業計画			第2期 子ども・子育て支援事業計画				第3期 子ども・子育て支援事業計画					

4 SDGsとの関連について

2015（平成 27）年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」において、2030（令和 12）年までに「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現を目指す国際社会全体の目標として「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals：SDGs）」が掲げられ、17 の目標が設定されています。

関連する目標として No. 1「貧困をなくそう」、No. 3「すべての人に健康と福祉を」、No. 4「質の高い教育をみんなに」、No. 5「ジェンダー平等を実現しよう」、No. 10「人や国の不平等をなくそう」、No. 11「住み続けられるまちづくりを」、No. 16「平和と公正をすべての人に」、No. 17「パートナーシップで目標を達成しよう」など、関係深い目標があります。

■ SDGs 17 の国際目標



◆長久手市みんなで作るまち条例にかかる取組◆

本計画は長久手市みんなで作るまち条例の基本三原則を踏まえ、策定作業を進めてきました。本計画に興味をもっていただくため、「市民参加」の場としてワークショップを開催しました。ワークショップを通じて、新たな取組につながるアイデアなど多数の意見交換をすることができました。調査結果、ワークショップの内容については、ニュースレターによる「情報共有」を行いました。

（1）地域福祉に関する市民意識調査（2022 年 11 月～12 月）

- ・本計画の数値目標の達成状況や新たな課題の抽出を目的として実施

（2）できることもちよりワークショップ（2022 年 11 月）

- ・困っている人に、わたしが「できること」をもちよる気持ちや、様々な人とつながり、協働する風土を育むことを目的として実施
- ・結果はニュースレターにて整理し、市民に情報提供

（3）長久手市地域福祉計画等策定推進委員会（2022 年度 3 回、2023 年度 4 回）

- ・計画案についての協議

第2章 本市の状況と課題

1 データからみる本市の現状

第2章では、統計調査や庁内資料、アンケート調査結果等について、本市の特徴や現状、課題がわかりやすいものを中心に記載しています。

なお、調査実施の主体や更新時期が異なることから記載の年度等に違いがあります。

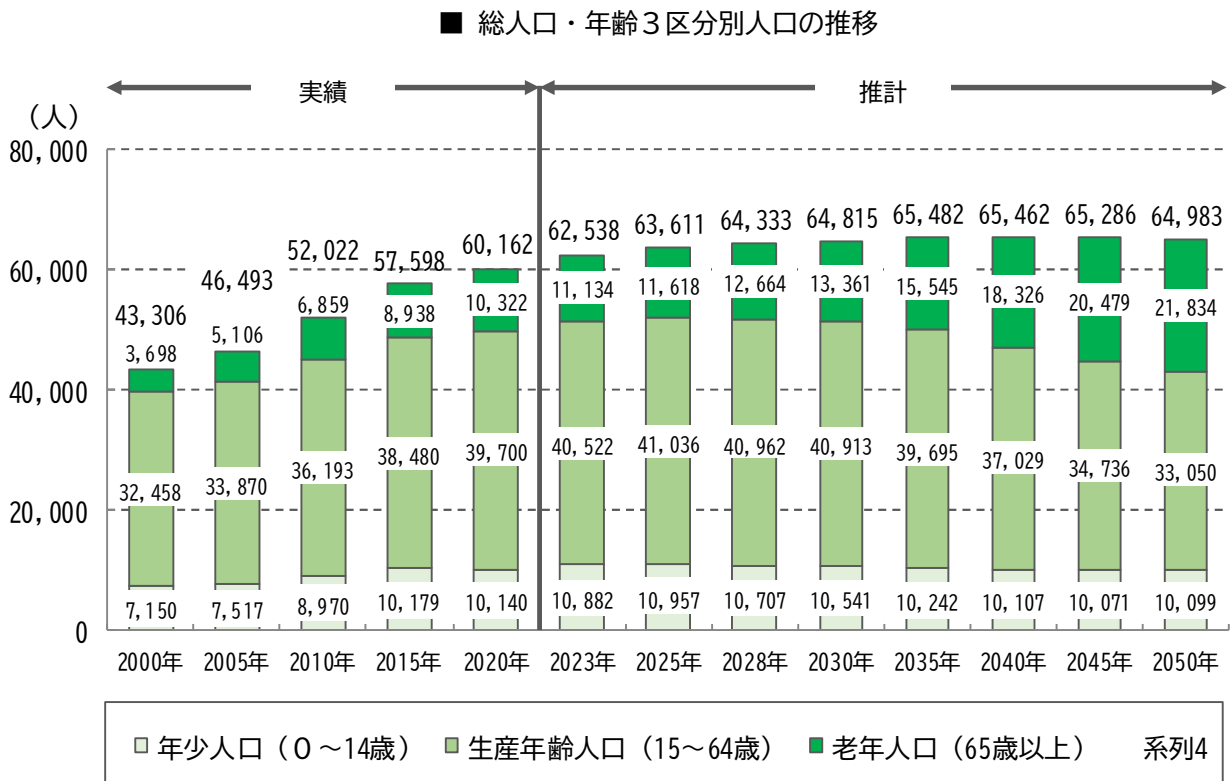
(1) 人口・世帯等の状況

① 総人口・年齢3区分別人口の推移

人口は年々増加しており2020（令和2）年は60,162人となっています。

年齢3区分別でみると、特に老年人口（65歳以上）が増加しています。2020（令和2）年は10,322人となっており、2015（平成27）年と比較すると、1,384人増加しています。

また、将来推計では、2035年まで人口は増加し、以降緩やかな減少が見込まれます。さらに、総人口の減少と老年人口の増加により、高齢化の急速な進展も予想されます。



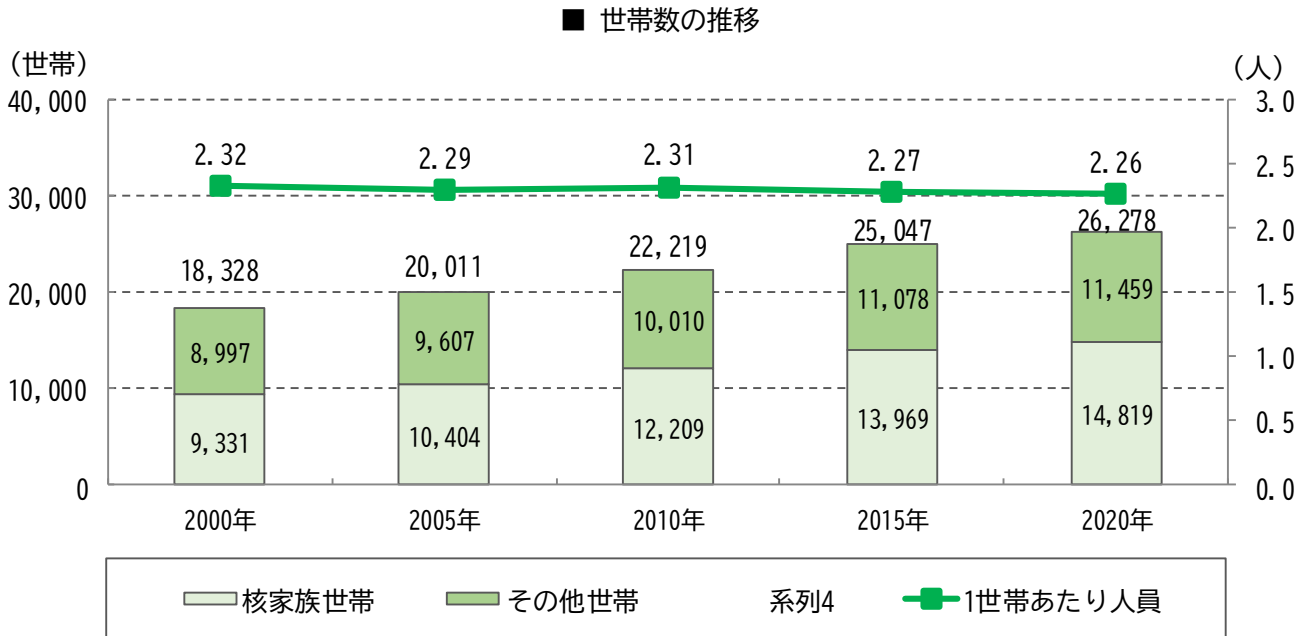
資料：国勢調査（実績値）及び長久手市将来人口推計報告書

※年齢不詳分を各年齢層に按分。なお、各年齢階級別の値を小数点以下で四捨五入しているため、合計値と必ずしも一致しない。

② 世帯数の推移

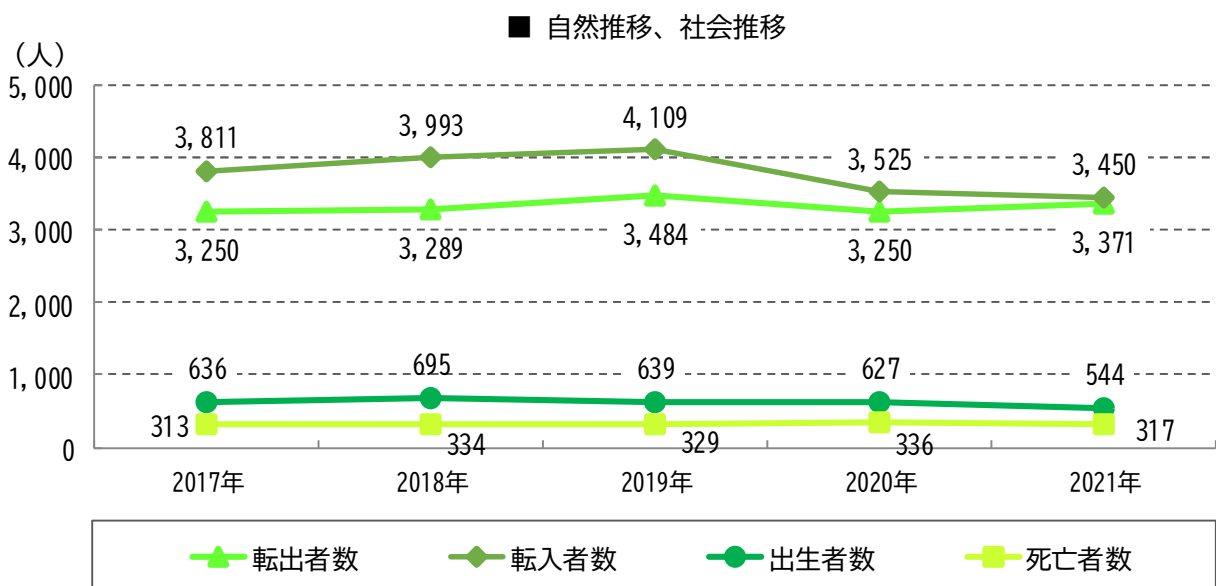
世帯数の推移をみると、年々増加しており、2020（令和2）年は26,278世帯となっており、2015（平成27）年と比較すると、1231世帯増加しています。

一方、1世帯あたり人員は、減少傾向にあり、2020（令和2）年では2.26人となっています。



③ 人口移動(自然推移、社会推移)

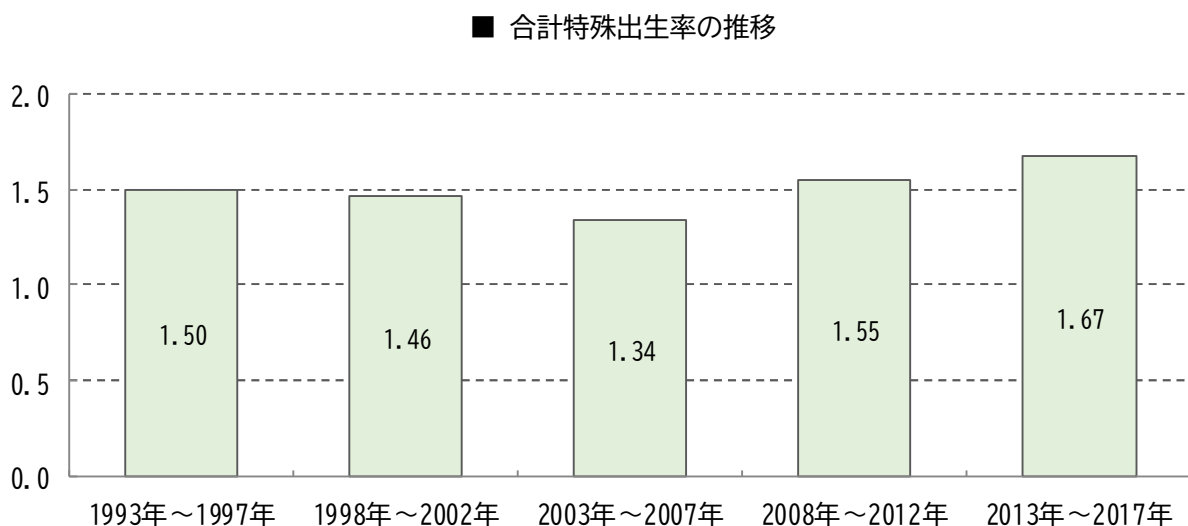
人口移動の推移をみると、出生者数が死亡者数を上回る自然増、転入者数が転出者数を上回る社会増の傾向が続いています。



(2) 子どもの状況

① 合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率の推移をみると、2003（平成 15）年から 2007（平成 19）年まで年々減少していましたが、その後上昇し、2013（平成 25）年から 2017（平成 29）年は 1.67 となっています。

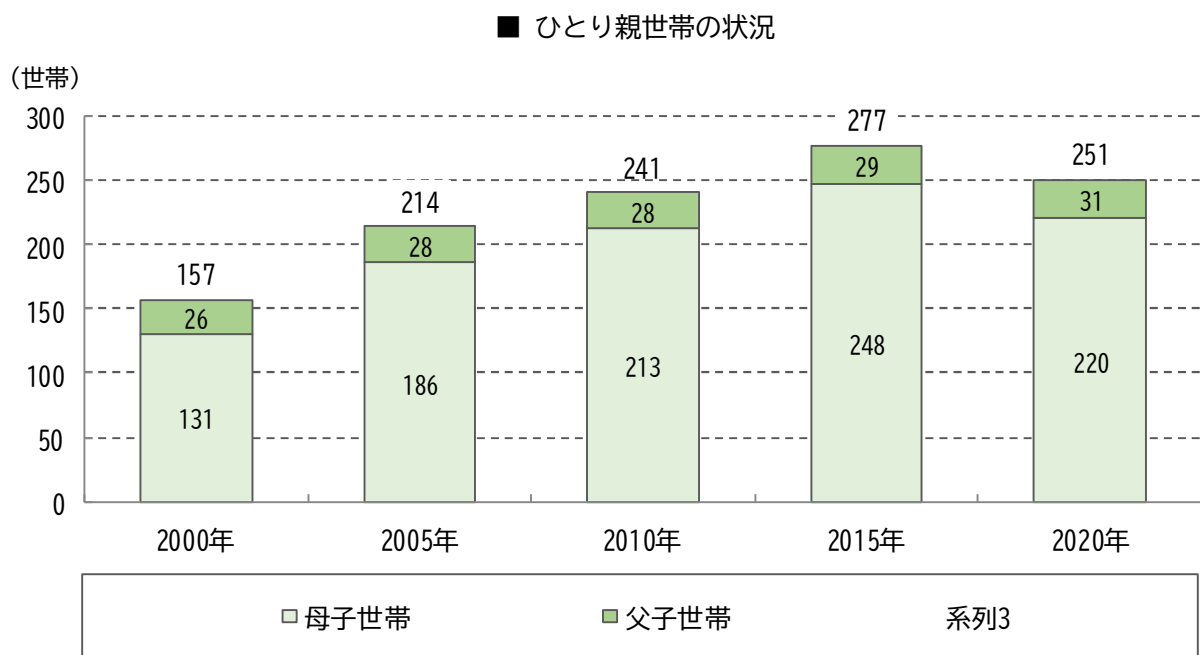


資料：厚生労働省 人口動態保健所・市町村別統計

② ひとり親世帯の状況

ひとり親世帯の状況をみると、2020（令和 2）年は 251 世帯となっており、2015（平成 27）年より減少しています。

家庭別でみると、父子家庭は増加傾向となっています。

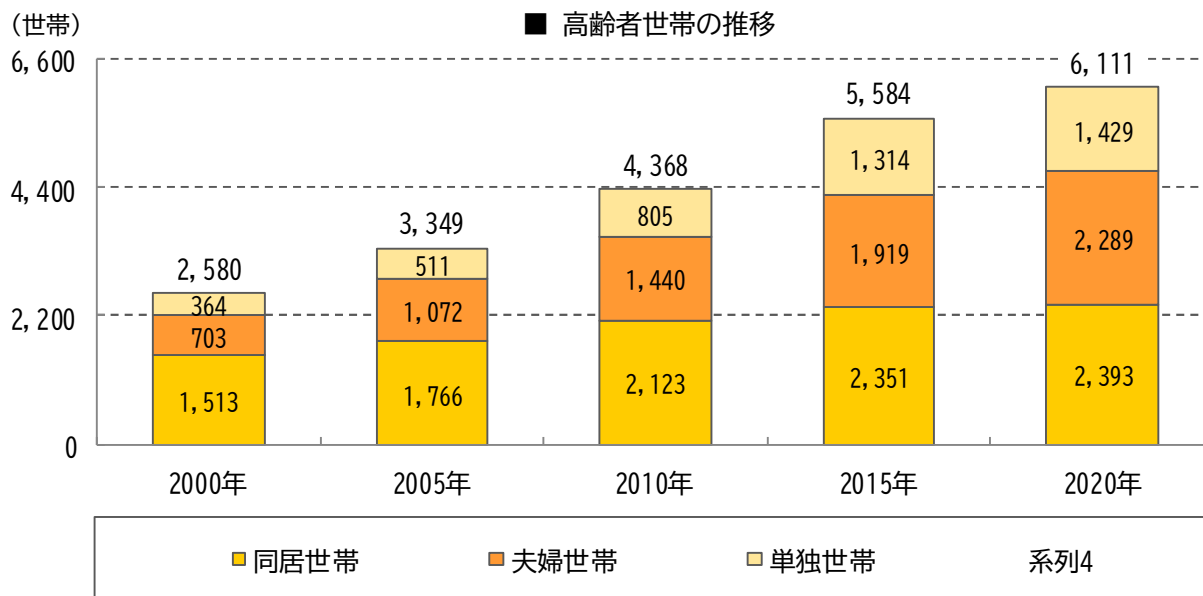


資料：国勢調査

(3) 高齢者の状況

① 高齢者世帯の推移

高齢者世帯の推移をみると、年々増加しており、2020（令和2）年は5,584世帯と、2000（平成12）年と比較すると約2.4倍となっています。世帯別でも増加しています。

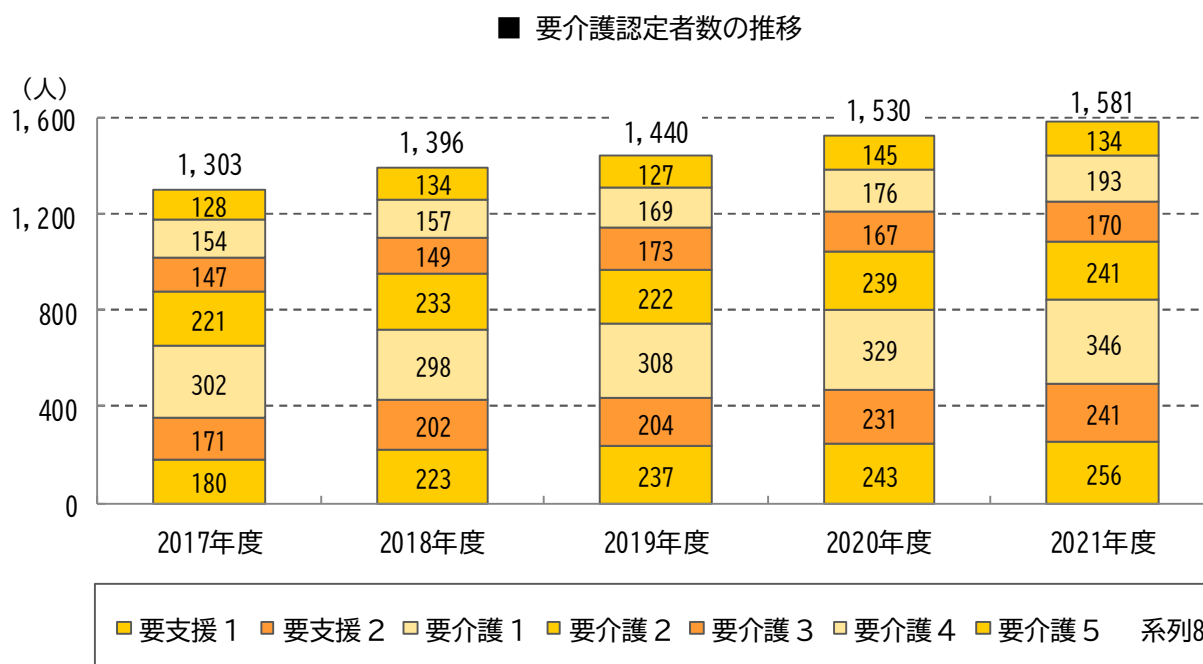


資料：国勢調査

② 要介護認定者数の推移

要介護認定者数の推移をみると、年々増加しており、2021（令和3）年度には1,581人となっています。

介護度別でみると特に要介護援1と要介護4が増加傾向となっています。

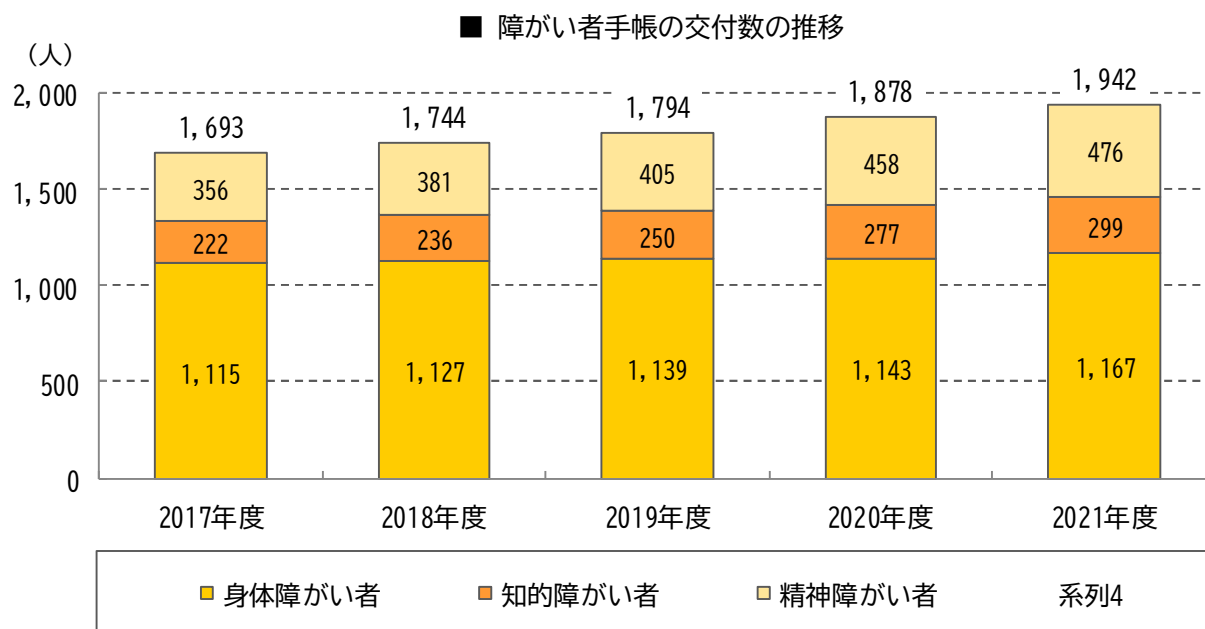


資料：ながくての統計（2022）

(4) 障がい者手帳の交付状況

障がい者手帳の交付数の推移をみると、年々増加しており、2021（令和3）年度は1,942人となっています。

障がい別でみると、いずれも増加しています。

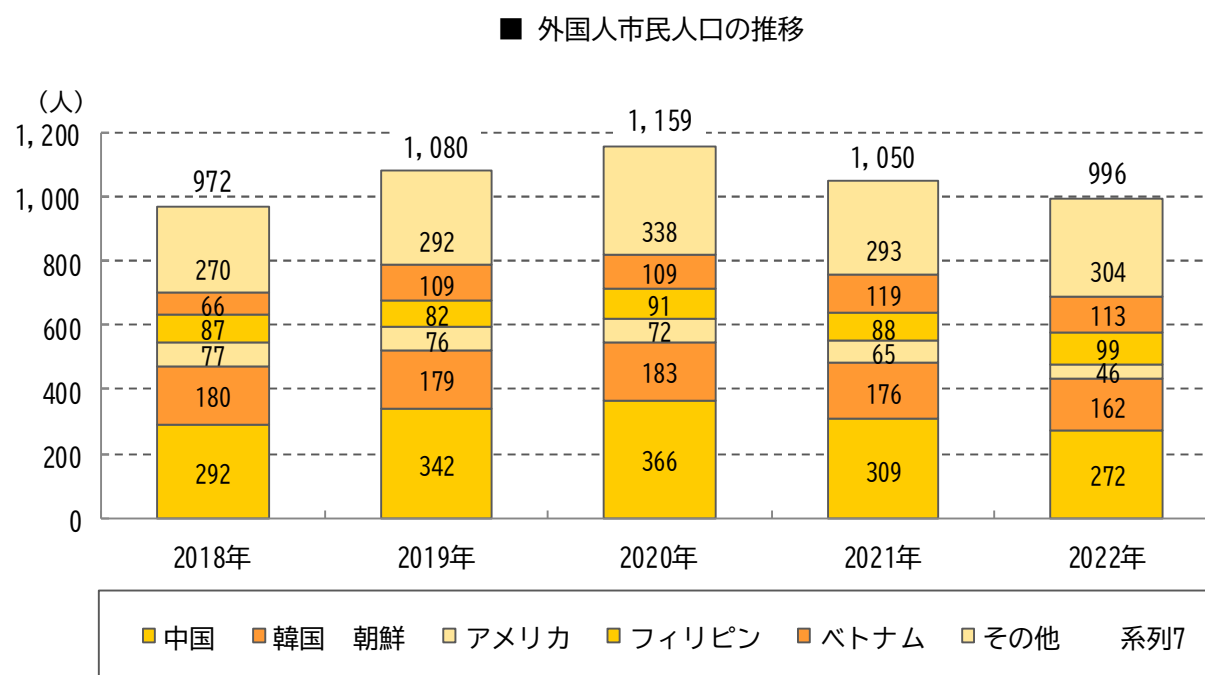


資料：ながくての統計（2022）

(5) 外国人の状況

外国人市民人口の推移をみると、2020（令和2）年以降減少しており、2022（令和4）年は996人となっています。

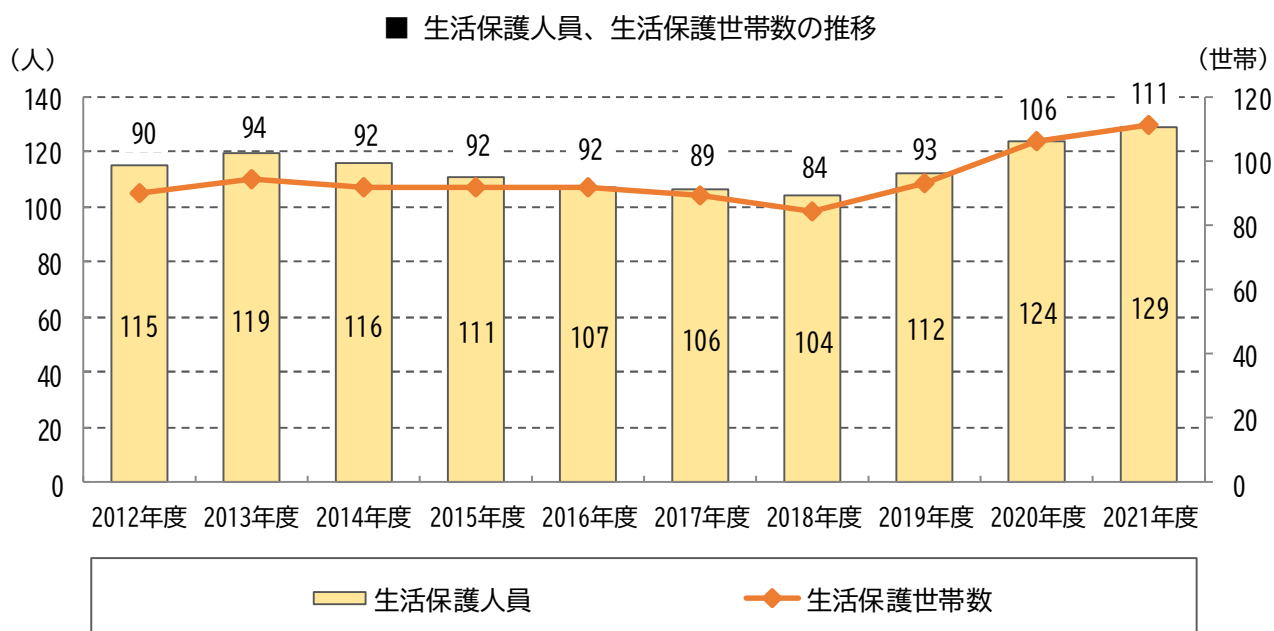
国籍別では、2022年時点で中国、韓国・朝鮮、ベトナム、フィリピン、アメリカの順に多くなっています。



資料：ながくての統計（2022）

(6) 生活保護の状況

生活保護人員の推移をみると、2019（令和元）年度以降増加しており、2021（令和3）年度は129人となっています。また、生活保護世帯数の推移も増加しており、2021（令和3）年度には111世帯となっています。



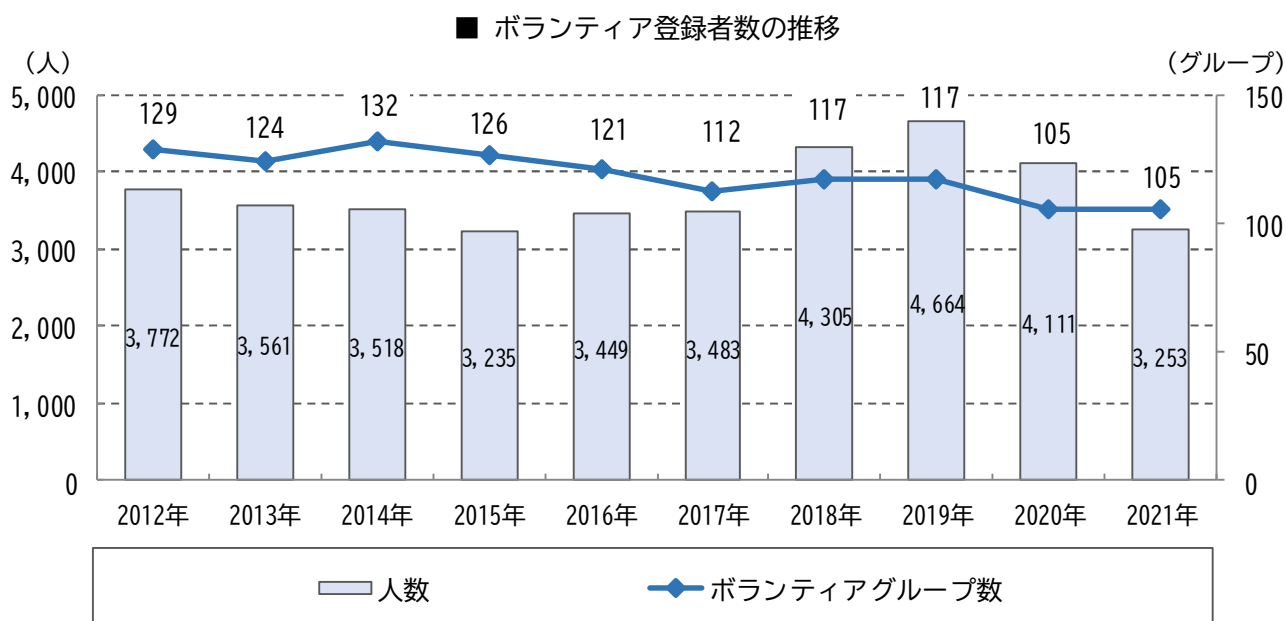
資料：ながくての統計（2022）

(7) 地域活動団体等の状況

① ボランティア登録者数の推移

ボランティア登録者数の推移をみると、2019（令和元）年度の4,664人をピークに減少しており、2021（令和3）年度は3,253人となっています。

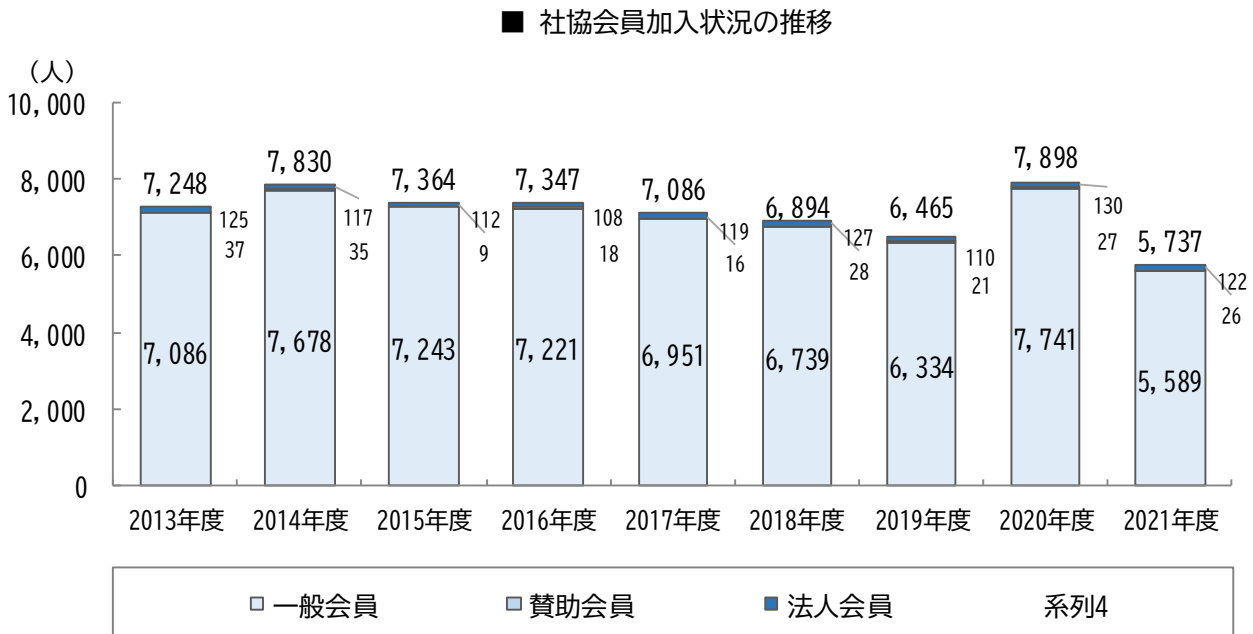
また、ボランティアグループ数の推移をみると、2014（平成26）年度をピークに減少しており、2021（令和3）年度は105グループとなっています。



資料：ながくての統計（2022）

② 社協会員加入状況の推移

社協会員加入状況の推移をみると、2020（令和2）年度に7,898人と最も多くなりましたが、2021（令和3）年度は5,737人と最も少なくなっています。

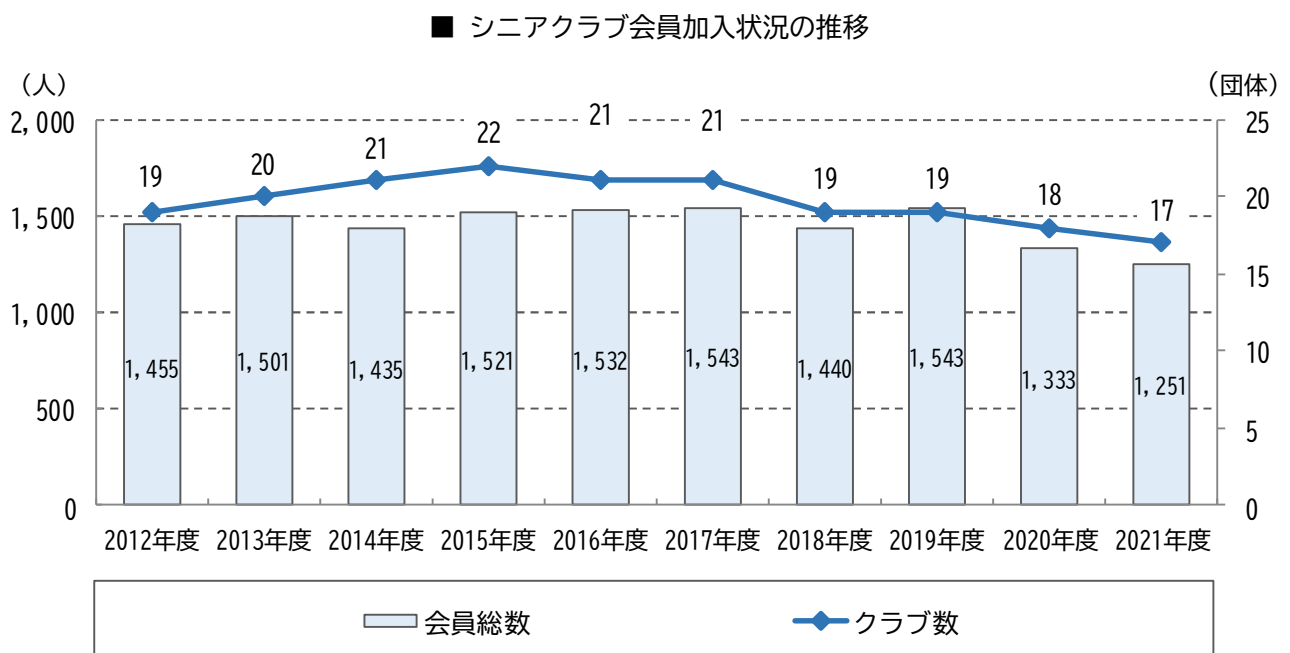


資料：ながくての統計（2022）

③ シニアクラブ会員加入状況の推移

シニアクラブ会員加入状況の推移をみると、会員総数は2019（令和元）年度以降減少しており、2021（令和3）年度は1,251人となっています。

また、クラブ数の推移をみると、2015（平成27）年度から減少しており、2021（令和3）年度は17団体となっています。

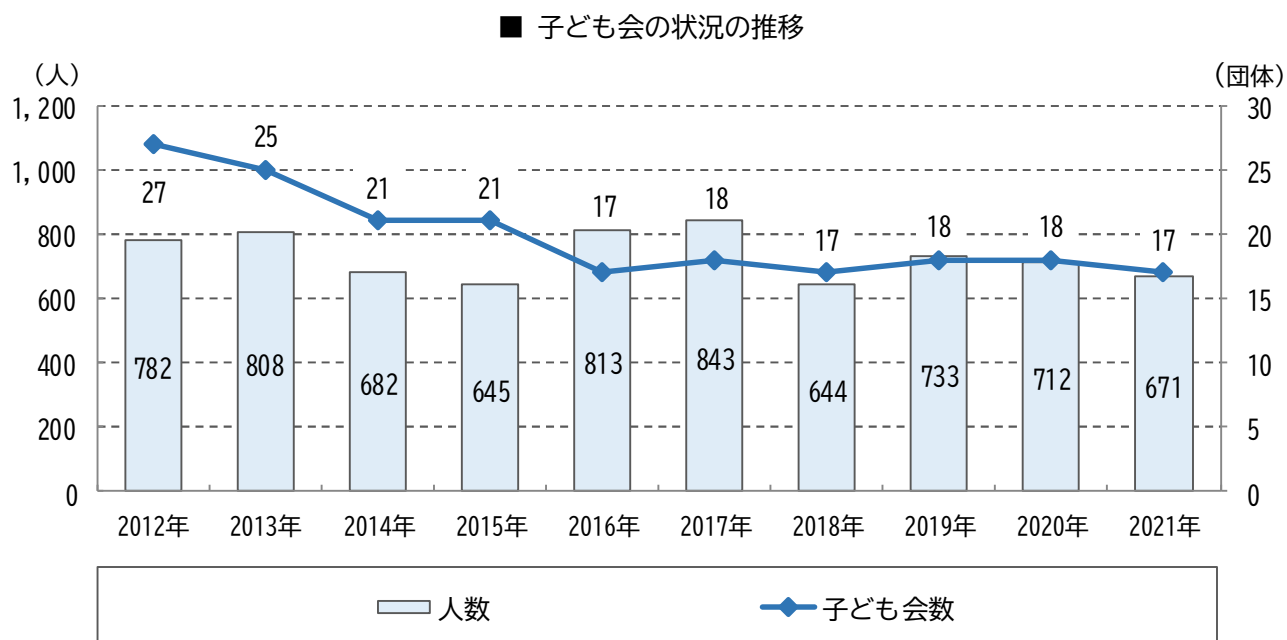


資料：ながくての統計（2022）

④ 子ども会の状況の推移

子ども会の状況を見ると、2017（平成 29）年度に大きく増えましたが、以降は増減を繰り返しています。

また、団体数は2016（平成 28）年度以降、横ばい傾向が続いています。



2 意識調査等からみる地域福祉の現状

地域福祉に関する現状を把握するために、以下の調査等を実施しました。調査結果を踏まえ、特に本市の特性などが分かるものを記載します。

(1) 調査等の概要

① 長久手市の地域福祉に関する市民意識調査

○調査対象：2022（令和4）年11月1日現在、長久手市に在住する16歳以上の市民5,600人を無作為抽出

○調査期間：2022（令和4）年11月17日～12月5日

○調査方法：郵送配布・郵送回収

○回収状況：35.6%（有効回答数 1,993件）

② 団体ヒアリング

○調査対象：

○調査期間：

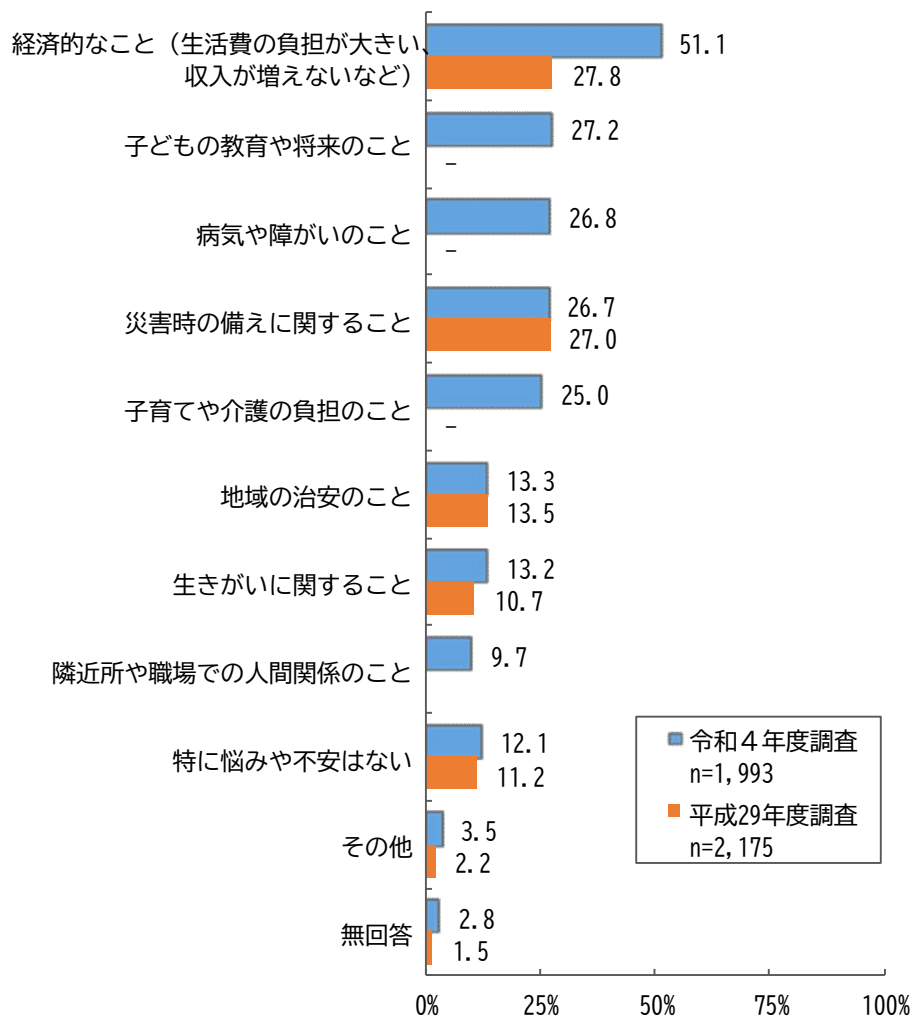
○調査方法：

○回収状況：

(2) 地域福祉に関する市民意識調査結果

① 日常生活上の不安について

問1：あなたは現在、日ごろの生活において、どのようなことに不安を感じていますか。



※平成 29 年度調査との比較は、比較できる設問のみ掲載

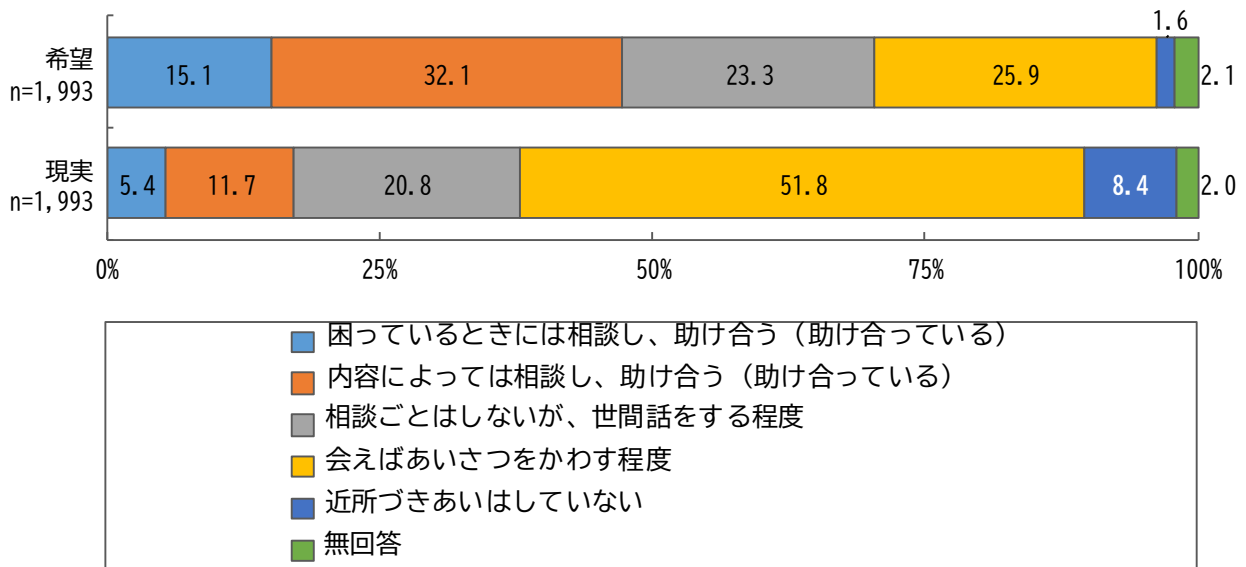
【結果】

日常生活上の不安として、「経済的なこと」は半数以上となっており、平成 29 年度調査と比較しても 2 割以上増加しています。

② 近所づきあいの現状と希望について

問3：あなたは今後、「つながり」をつくるために、近所の人たちとどのような付き合い方を望みますか。

問2：あなたは、日ごろ近所の人たちとどのような付き合いをしていますか。



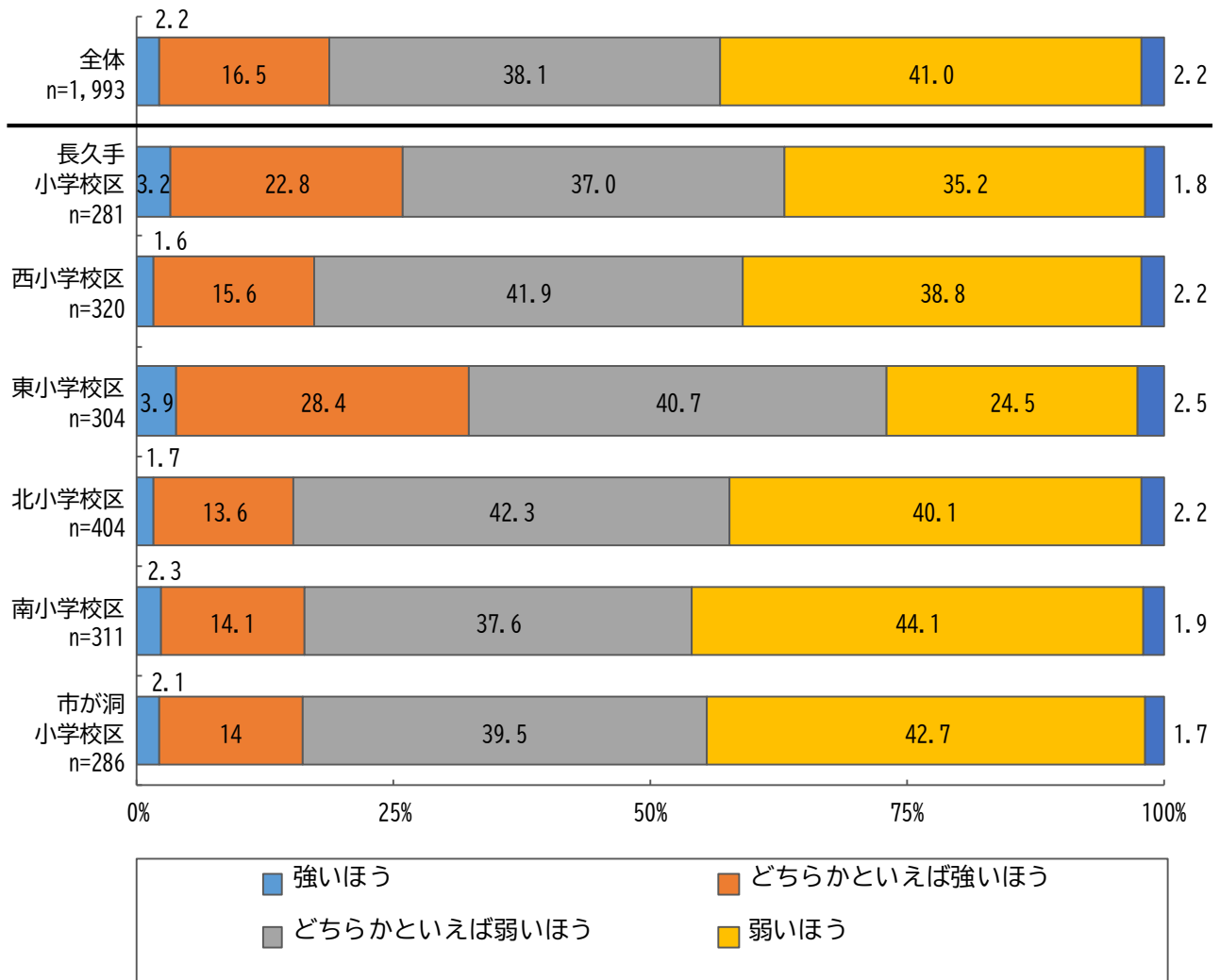
【結果】

市民が望む今後の近所づきあいをみると、「内容によっては相談し、助け合う」の割合が32.1%と最も高く、「困っているときには相談し、助け合う」と合わせるとおよそ半数の方が助け合いの必要性を感じています。

しかし、日頃の近所づきあいの現状をみると、「会えばあいさつをかわす程度」の割合が半数以上となっており、助け合いを日頃行っている割合は2割に満たない状況となっており、現実と希望にギャップがあることがうかがえます。

③ 地域とのつながりについて

問4：あなたは、自分と地域の人たちとのつながりが強いと感じますか。



【結果】

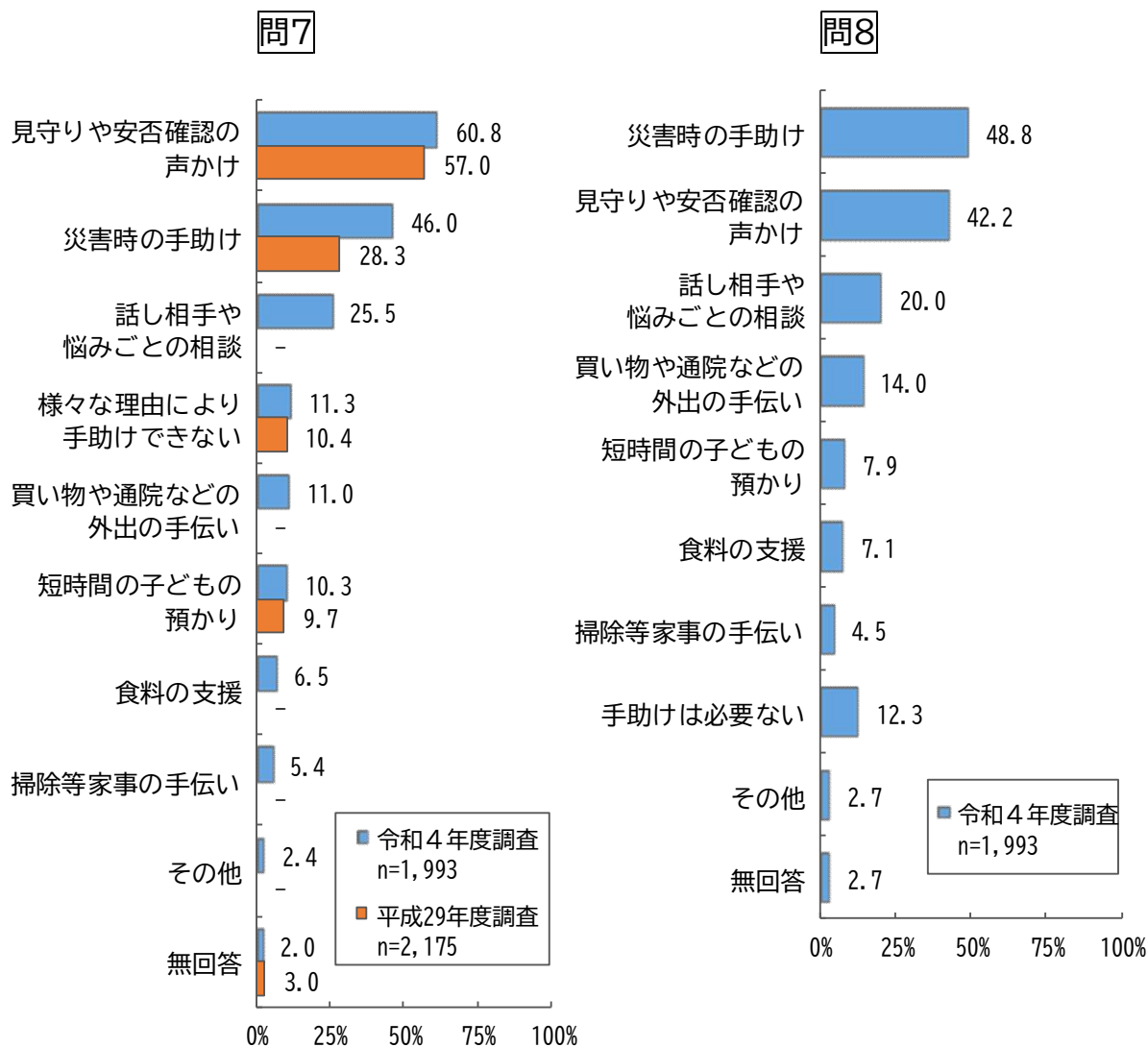
自分と地域の人たちとのつながりが強いと感じるかをみると、つながりが「強いほう」と感じている方は約2割となっています。

一方で、長久手小学校区、東小学校区は他地区と比較すると、つながりが「強いほう」、「どちらかといえば強いほう」と感じている方の割合が高くなっていることから、地区によってつながりの差があることがうかがえます。

④ 地域における助け合いについて

問7：隣近所に住む何らかの支援を必要としている家庭に対して、どのような手助けができると思いますか。

問8：あなたが、生活上の問題で手助けが必要なとき、近所の人にどのような手助けをしてほしいですか。



※平成29年度調査との比較は、比較できる設問のみ掲載

【結果】

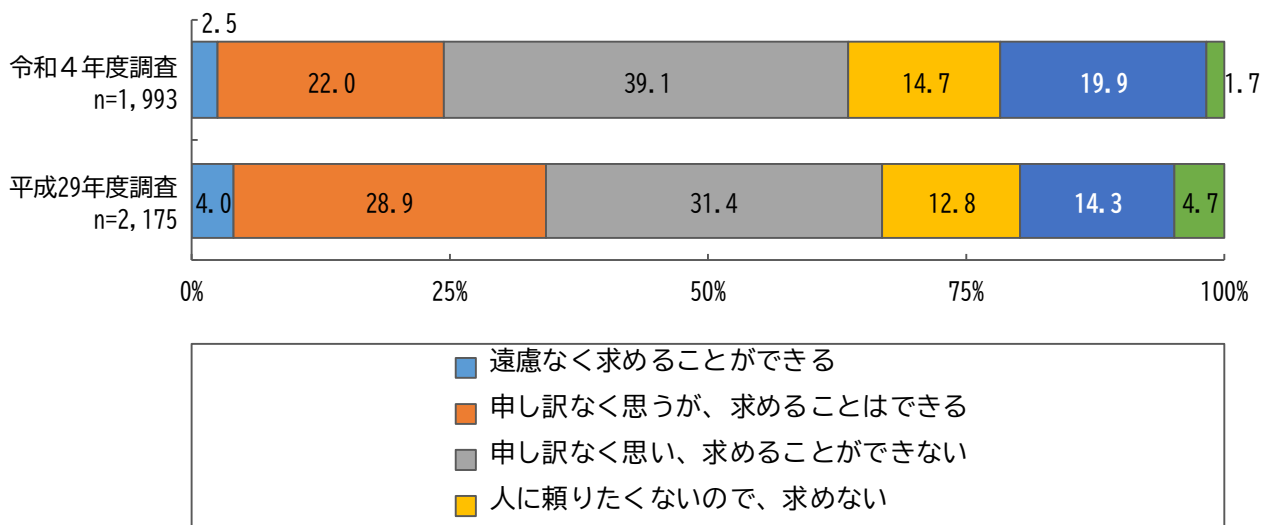
何らかの支援を必要としている家庭に対して、半数の方が「見守りや安否確認の声かけ」、「災害時の手助け」が可能であると考えています。

平成29年度調査と比較すると、「災害時の手助け」については、大幅に上昇しています。

一方、近所の人に支援してほしい内容についても、半数の方が「見守りや安否確認の声かけ」、「災害時の手助け」を望んでいることがうかがえます。

⑤ 地域で助けを求めることについて

問 11：あなたは、生活上の問題で手助けが必要なとき、近所の人たちに助けを求めることができますか。



【結果】

地域で助けを求めることができる方の割合が平成29年度調査と比較すると減少し、助けを求められない方や、誰に求めていいかわからない方が増加しています。

(3) 市民の声(地域懇談会・団体ヒアリング・自由意見等)

地域懇談会や団体ヒアリング、市民意識調査の自由記述などを通じて、アンケート調査以外にも様々なお話をうかがいました。

【作成中】

市民意識調査、団体ヒアリング、ワークショップ等の自由記述等から抜粋してご紹介予定です。

3 地域福祉をめぐる主な課題

地域福祉をめぐる本市の課題について、市民意識調査、若手職員、委員意見交換会の3つの視点からそれぞれ見えているものを整理しました。

(1)市民が感じていること(市民意識調査の結果から)

- ・日常生活上の不安として「経済的なこと」に不安を感じる方が増加している。
- ・近所付き合いをしていない人は増加傾向にあり、そのことを地域の課題だと感じている。
- ・ひきこもりの人やその家族への支援の方法が分からない。
- ・助けを求められない人、求める先が分からない人が増加している。
- ・東小校区、市が洞小校区では、日常生活での移動に不便を感じている人の割合が他校区に比べて高い。

(2)行政が感じていること(若手職員作業チームのSWOT分析※)

- ・地域によって社会資源(医療機関・交通機関)の偏りがある。
- ・地域活動を行う市民団体では、高齢化、後継者不足に悩んでいる人が多い。
- ・地域の拠点になる場所は活かしきれているだろうか？認知されているだろうか？
- ・不登校児童の問題を地域で解決できないだろうか？
- ・地域の中に男性が活躍できる場をもっと作れないだろうか？
- ・ワークショップ等を開いても、地域に関心を持っている人、参加者が固定されていると感じる。
- ・行政で対応しづらい複雑化した課題に直面したときどう対処すべきか迷う。
- ・市内に大学が4つある。「学生の多い街」という面を活かしているだろうか？
- ・「住民の平均年齢が若い街」という面を活かしているだろうか？

(3)委員意見交換会

第3章 計画の基本理念・目標・施策

1 基本理念

本市では、第1次及び第2次計画を経て、福祉制度の充実に取り組んできましたが、必ずしも制度の充実だけで安心できる暮らしを築くことが可能になるわけではなく、社会的孤立、制度の狭間、サービスにつながらない課題、将来への不安を抱えていたりするなど、地域福祉に関する課題やニーズはこれまでにないスピードで複雑化、多様化が進んでいます。こうした課題への対応には、これまでの価値観とは異なる人口減少時代を見据えた福祉のあり方を考えていかなければいけません。

そのためには、「日本一若いまち」「幸福度の高いまち」とも言われる本市の特徴を最大限に発揮することができるよう地域社会を構成する誰もが相互に理解し合い、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、誰もが活躍の場や役割を実感できる地域を目指す必要があります。

以上の考え方をもとに、基本理念は第2次計画に引き続き、「気づき、つながり、届き、支え合う、たつせがあるまち ながくて」と定めます。

基本目標

**気づき、つながり、届き、支え合う、
たつせがあるまち ながくて**

※たつせがある：誰もが地域で役割を担い、生きがいを持って自分らしく過ごすことができる、市の目指すまちづくりの方向を表した言葉として、長久手市が使用している言葉です。

2 計画の体系

基本理念 気づき、つながり、届き、支え合う、たつせがあるまち、ながくて	基本目標	行動目標	
	気づく	(1) お互いに気かけあう気持ちを持つよう	(2) おせっかいをしよう
	つながる	(3) 「楽しい」 でつながろう	(4) それぞれ好きな形でつながろう
	届ける	(6) 困っている人のために、なにができるか考えよう	(7) オール長久手で安心を届けよう
	支え合う	(9) 「困った」と言える関係をつくろう	(10) お互いさまの気持ちを持つよう
	たつせがある	(11) 一人ひとりの価値観を認めあおう	(12) 役割と居場所を大切にしよう
	(13) 若いまちらしさを発揮しよう	(14) 誰も孤立しないまちにしよう (再犯防止推進計画)	

3 基本目標・基本施策

基本理念である「気づき、つながり、届き、支え合う、たつせがあるまち ながくて」を実現していくため、5つの基本目標と、基本目標ごとに基本施策を定めました。

これらの基本施策を推進し、地域共生社会を実現していきます。

基本目標1 気づく

生活に困っている人が抱える問題について、すべてを行政が把握することは困難です。「最近、近所に住んでいる高齢の人の元気がない」など、身近でなければ発見できない、地域の中で生活している人にしか見えない問題もあります。なかには、本人やまわりも問題として気づいていないものや、自らSOSを発信できずに、悩みを抱え込んでいる人もいます。

そのため、小さな声も拾えるように他人に関心を持つことや、わずらわしさをいとわず、声をかけるなど「おせっかいさん」になることも大切です。また、自らを「ひらく」ことも、自身の困り事に気づいてもらうきっかけになる場合があります。いつまでも住み慣れたまちで安心して暮らし続けていくために、お互いに見守り、何かあったときに気づいてもらえるまちを目指します。

【行動目標】

- (1) お互いに気にかけてあう気持ちを持つ
- (2) おせっかいをしよう

基本目標2 つながる

地域には、家族や友人をはじめ、たくさんの方が生活し、活動や集まりなど様々なコミュニティがあります。そして、知り合うきっかけは、あいさつ、趣味、地域活動など様々です。知り合うことで楽しみや話し合いが生まれ、支え合える土壌ができていきます。

また、困りごとや悩みごとは人によって様々で、どこに相談したら良いかわからず適切な支援に結びつかないことがあります。誰かの困りごとや悩みごとに気づいたときには、相談を聞いて、一緒に考えたり、必要に応じて専門家につなぐことが大切です。なかには、公的なサービスの対応では限界があるものでも、困っている人と地域で手助けできる人がつながることで解決できる問題も存在します。

市民・団体・事業者・行政などがつながり、支援に結び付くまち、地域の誰しもがどこかへつながりを持っているまちを目指します。

【行動目標】

- (3) 「楽しい」でつながろう
- (4) それぞれ好きな形でつながろう
- (5) お互いのことを知っておこう

基本目標3 届ける

すべての人が、住み慣れた地域で、自分らしく、安心して生活できるようにするためには、地域の「気づき」や「つながり」によって把握された地域課題の解決に向けて、それぞれのニーズに応じた適切なサービスが包括的に提供される必要があります。

生活全体を見据えた専門的なコーディネーターによる個別ケアを軸に、市民・団体・事業者・行政などが協働で包括的に提供する体制づくりを通して、権利やサービスの情報などの支援が必要な人に「安心が届く」仕組みを実現します。

生活課題や困りごとは複雑化・複合化しており、その解決においては、従来の「縦割り」の考え方では十分に行き届きません。そのため、市内の連携促進による切れ目ない支援が必要な人に届くまちを目指します。

【行動目標】

- (6) 困っている人のために、なにができるか考えよう
- (7) オール長久手で安心を届けよう
- (8) 高齢者・障がい者の権利を守ろう(権利擁護支援計画)

基本目標4 支え合う

困りごとを解決したり、支援していくためには、公的なものだけでなく、地域で生活している人や自治会、ボランティアなど様々な関わりが欠かせません。災害などの発生時やその後の復興での長期継続的支援において、日頃からの近所づきあいや支え合いの大切さが再認識されています。

そのため多くの人が地域の活動に参加し、「困ったときには助けてね」と言い合える関係づくりを進め、市民・団体・事業者・行政など、みんなが協働してお互いに支え合えるまちを目指します。

【行動目標】

- (9) 「困った」と言える関係をつくろう
- (10) お互いさまの気持ちを持とう

基本目標5 たつせがある

みんなが福祉や支え合うことの大切さに関して学び、考え、行動していく気持ちが増えれば、地域福祉はより一層推進していくことになります。

また、一人ひとりに役割と居場所があれば、その人らしい活躍の場（「たつせがある場」）が生まれ、より楽しく、健康でいきいきと暮らし続けることができます。

高齢者だけでなく、本市に多い学生や子育て世帯をはじめ、誰もが地域の中でそれぞれに役割と居場所がある「たつせがある」まちを目指します。

【行動目標】

- (11) 一人ひとりの価値観を認めあおう
- (12) 役割と居場所を大切にしよう
- (13) 若いまちらしさを発揮しよう
- (14) 誰も孤立しないまちにしよう（再犯防止推進計画）

第4章 計画の展開

1 重層的支援体制整備事業

(1) 重層的支援体制整備事業とは

●重層的支援体制整備事業の背景

【作成中】

地域共生社会の実現に向けた取り組みから、令和3年度の重層的支援体制整備事業実施に至るまでの経緯、事業実施以降の動き、行政内の役割分担について記載します。

●本事業を通して長久手市が目指す姿

【作成中】

重層的支援体制整備事業を通じて、実現したい姿を記載します。

(2) 本事業の実施内容及び実施体制

●実施内容

【作成中】

「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の3つの柱を中心とした事業実施内容について、図を用いて記載します。

●実施体制

【作成中】

実施内容と同様、実施体制について、図を用いて記載します。

●本事業で取り組む課題

【作成中】

重層的支援体制整備事業の手法を用いて取り組む課題、例えば複合化・複雑化した課題や制度の狭間の生活課題などに対して、行政が一体となって取り組むことを記載します。

●本事業を実施する人が大切にしたいこと

【作成中】

これまでの重層的支援体制整備事業実施の過程で、感じた大切な考え方や行動について、記載します。

●地域の動きから見えた大切なこと

【作成中】

これまでの重層的支援体制整備事業実施の過程で、関わった地域の人々のエピソード
記載します。

本事業における個別事業の実施体制については、市ホームページでご覧いただけ
ます。

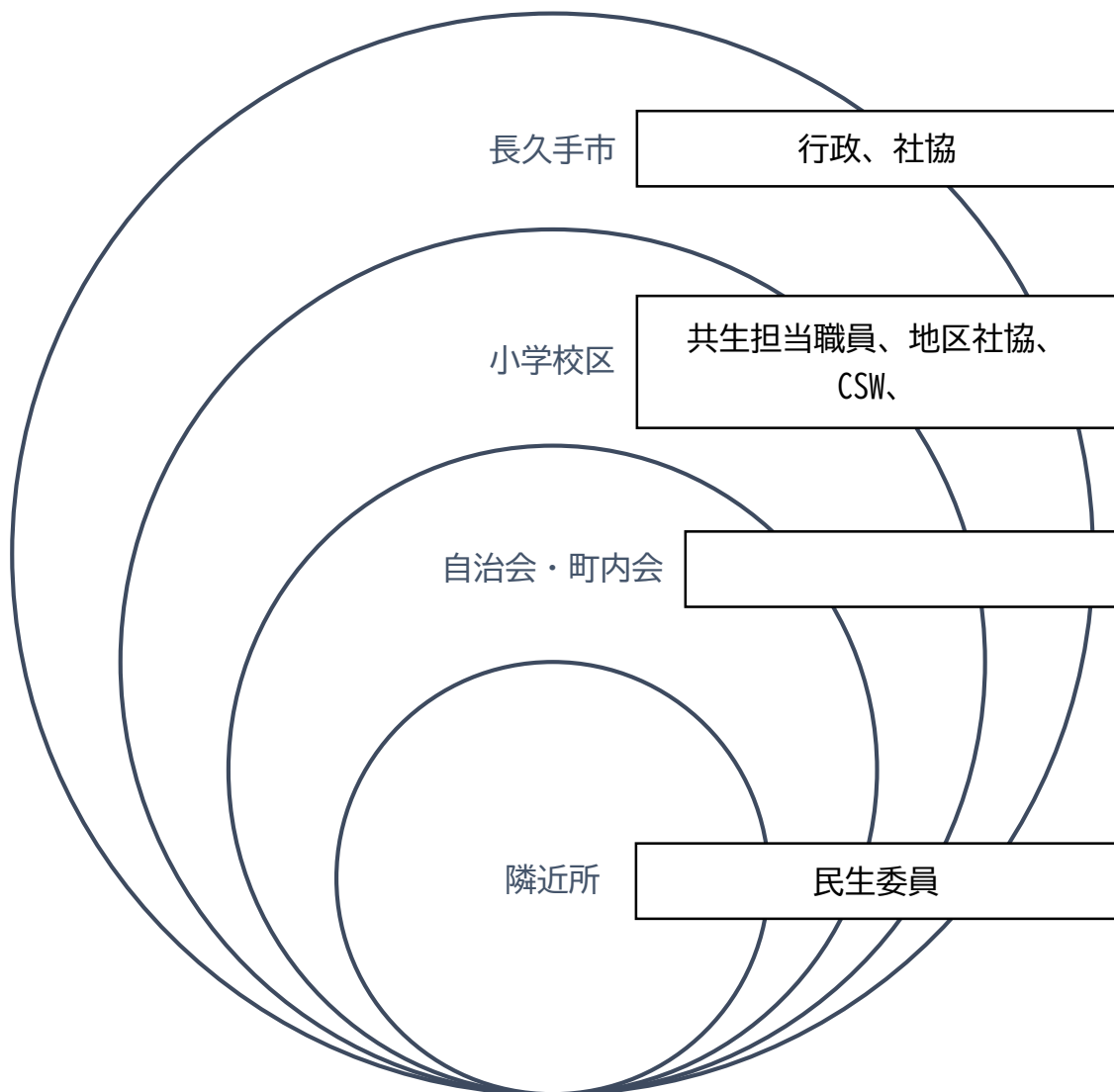
以下の URL または右の二次元コードから参照してください。

URL : <https://www.city.nagakute.lg.jp/index.html>



QR

2 「地域」とは？



【作成中】

「地域」は対象の課題に応じて大小様々な範囲で捉えることができ、その範囲に対して効果的な役割を発揮することができる存在を一例として行政及び社協が制度や事業として持っているものに限って記載したいと考えています。
市民個人や地域の団体等も、それぞれの範囲で役割を担っていると思うので、そちらの書きぶりは検討中です。

3 基本施策の展開

基本目標1 気づく

行動目標

- (1) お互いに気かけあう気持ちを持つ
- (2) おせっかいをしよう

自分が住んでいる地域に関心を持ち、日頃から声をかけあうことで、お互いの顔がみえる関係性を築いていくことが重要です。近所の方を「気にかける」こと、声をかけて困りごとや悩みごとを発見したら、適切な機関につなぐこと、できることをやるという気持ちを育むことで、お互い様の地域をつくります。

地域ではどんなことが起きているんだろう？

タイトル【気づいた人が気づいた時に気づいたことを】

4コマ漫画挿入

誰でも気軽に立ち寄ることができる地域共生ステーション。ここでは個性豊かなスタッフが大事な”味”になっています。

ふらっと休みに、友人と待ち合わせの場所に、宿題や読書をしに、いろいろな人が訪れ、スタッフのAさんとおしゃべりをします。ちょっとした相談をされることも。Aさんは一緒に悩みます。ほかの利用者を巻き込んで一緒に考えてみたりもします。朝ご飯を食べていない子が多いと感じたAさんは、お米を炊いておにぎりをふるまったこともあります。お米はその様子を知った地域の人が寄付してくださいました。地域共生ステーションの掲示板や受付エリアの様子からは、地域の交流や助け合いを感じます。

「私は地域のおせっかいさんなんです。母親目線です。とにかくここを知ってもらいたい。」笑顔で答えるAさんの魅力は、アンテナの高さと楽しそうな姿からくる親しみやすさなのかもしれません。

地域共生ステーションは、気軽に来れる場だからこそ見られる地域の人の姿、持ち込まれる小さな地域のサインに、スタッフが気づき、あるいは地域の人たちが気づき合う現場です。

市民の役割



社協の役割

- ・地域の中で困っている人に気づき、お手伝いできる人を増やします。
取組内容：認知症サポーター養成、生活支援サポーター養成
市内企業に対する認知症についての普及啓発
- ・内容検討中
取組内容：福祉教育の実施（夏ボラ、ボランティアカフェ）
- ・福祉について関心を持ってもらう機会を作ります
取組内容：福祉まつりの開催
- ・地域の困りごとに気づけるようにします
取組内容：赤い羽根共同募金（テーマ型募金）、社協会員制度

行政の役割

- ・変化を感じ取ったときに、声をかけたり、支援先を案内したりすることができる「おせっかいさん」を地域に増やします。
- ・生きづらさを抱えながらも、支援につながっていない人との関係性を築くため、アウトリーチを強化します。

基本目標2 つながる

行動目標

- (3) 「楽しい」 でつながろう
- (4) それぞれ好きな形でつながろう
- (5) お互いのことを知っておこう

地域では日々様々な活動や取組が行われています。新しく「こんなことをしたい」の声を応援し、多様な形で活動する人とつながることで、身体的にも肉体的にも社会的にも充足した楽しい生活が送れるまちを目指します。また、困りごとがあるときや災害時に備え、身近な地域や関係する市民・団体などと顔が見える関係を築きます。

地域ではどんなことが起きているんだろう？

タイトル【検討中】

4コマ漫画挿入

「赤ちゃんからお年寄りまでみんながお互いに知り合っている姿が理想の地域」と語るBさんは週に一度、緑に囲まれた古民家で高齢者の通いの場（サロン）を開催しています。

ここでは食事やコーヒーが楽しめ、専門職が健康相談にも応じます。Bさんは常に、誰かの役に立てることはないかという目線でいます。そんなBさんがサロンで昼食を作っていると、利用する人もお互いにコミュニケーションをとりながら、できる範囲でお手伝いをしています。料理が出来上がると女性の利用者は談笑しながら食事を楽しみ、男性の利用者は囲碁に夢中になりながら食事をし、それぞれの居心地の良いつながり方で楽しんでいます。

高齢者の通いの場とは言いつつもBさんは「誰でもここへ来ていいし好きな形で居ていい。」と言います。小さな子どもを連れた人、心に悩みを抱える人もここへ来て、Bさんやほかの利用者と空間、時間を共有します。常連さんの姿を見かけなければ、本人や知り合いであろう人へ連絡してみます。Bさんは誰もほっとけません。誰かとつながっている光景を暖かく見守るBさんの目が印象的です。

市民の役割



社協の役割

- ・人と人とのつながりの橋渡しを行います。
取組内容：ボランティア活動支援、福祉団体活動支援サロン活動支援、サロン交流会、男性の料理教室の開催、福祉まつりの開催
地域企業とのコラボによる通いの場作り（みんコラ）
認知症カフェ、福祉教育（ボランティアカフェ、夏ボラ）
ボランティアかわら版の作成
- ・内容検討中
取組内容：防災ボランティア養成、東尾張ブロックボランティア集会への参加
- ・困り事のある人が必要な支援・資源につながるようにします。
取組内容：赤い羽根共同募金、社協会員制度

行政の役割

- ・あいさつや集いの活動、趣味の場など、楽しく人と人がつながり、知り合えるようなまちを目指します。
- ・身近な地域で相談ごとを受け止め、専門的な相談ごとは地域から専門機関へしっかりつなぐことができるよう、連携できる体制を整えます。
- ・関係機関や団体などお互いの活動や課題を知り合い、問題解決に向けて協力しあえるネットワークづくりを促進します。
- ・生きづらさを感じる人や社会とつながる場を求めている人のために、属性を問わず集える場づくりに取り組みます。
- ・多様な分野、世代の方が地域に関心を持ち、共に考えていけるよう、地域福祉とまちづくりを重ね合わせていきます。

基本目標3 届ける

行動目標

- (6) 困っている人のために、なにができるか考えよう
- (7) オール長久手で安心を届けよう
- (8) 高齢者・障がい者の権利を守ろう

複雑化・複合化した課題を抱える個人や世帯が増加しています。「生きづらさ」を抱える人や地域の困りごとに対して、市全体で協力し、連携できる体制と仕組みを構築することが必要です。また、判断能力に不安がある人も住み続けられるよう権利擁護の制度を周知し、支援していきます。

地域ではどんなことが起きているんだろう？

タイトル【地域の声からボランティアによる移動支援の取組開始へ】

4コマ漫画挿入

「便利になってよかった」、「今までよりも早く家に帰れるようになった」、「車内で、他の同乗者や運転ボランティアさんとの会話が生まれ、それも楽しい」「車内での皆さんの会話を聞きながら楽しく運転させていただいています」、こんな嬉しいコメントが寄せられている移動支援ですが、そこに至るまでの取組を紹介します。

東小学校地区の住民さんから「近くにスーパーやドラッグストア、病院がないので、車が運転できないと不便」、「コミュニティバスの本数が少ない」、「バスの乗り継ぎがスムーズにいかず、1時間以上待たないといけない」という困りごとが地区社協に寄せられました。

その後、

①試験運行会を行い、まずは長久手ニュータウンに絞って住民主体の助け合いによる仕組みづくりを 目指すことを決定

②地域のニーズ把握のため、長久手ニュータウンの全住民を対象にアンケートを実施

③アンケート結果をもとに、ボランティアドライバー、ニュータウン住民、市役所、社会福祉協議会 CSW が定期的な話し合いを重ねて、試験運行内容を決定

④長久手ニュータウンで試験運行を開始

⑤話し合いにて、ルートと時刻の見直しも実施中

地域の困りごとに対し、同じ地域の住民さんによるお手伝いの手が届き始めました。

市民の役割



社協の役割

- ・ 地域のために自分にできることを考える機会を作ります。
取組内容：福祉教育（福祉実践教室、夏ボラ、ボランティアカフェ）
ボランティア活動のマッチング、福祉実践教室の開催
認知症サポーター養成、生活支援サポーター養成
- ・ 困り事のある人に必要な支援・資源を届けます。
取組内容：フードドライブ・パントリー、赤い羽根共同募金、社協会員制度
- ・ 高齢者・障がい者の権利を守ります。
取組内容：日常生活自立支援事業

行政の役割

- ・ 複雑化、複合化した課題に対し、市民、ボランティア、専門職、行政で連携を図り、協働しながら、包括的な支援を届ける体制を構築します。
- ・ 住み慣れた地域で元気に暮らし続けることができるために、あらゆる支援が届く仕組みを築きます。
- ・ 成年後見制度など権利擁護に関わる制度や事業の更なる利用促進に向けて、啓発活動を推進します。

基本目標4 支え合う

行動目標

- (9) 「困った」と言える関係をつくろう
- (10) お互いさまの気持ちを持とう

日頃から「困ってる」「助けて」が気軽に言える人づくり、関係づくりを進めます。また、助ける人、助けられる人という関係性でなく、お互いさまの文化が循環する、安心して生活することができる地域づくりを進めます。

地域ではどんなことが起きているんだろう？

タイトル【「受け手」としても「支え手」としても活動してます（支援を受けながら、地域での役割を見出した）】

4コマ漫画挿入

引きこもりがちであったり、人との交流に苦手意識があったものの、Nジョイの行事に参加し、それがきっかけとなりボランティア活動に参加するようになった方をご紹介します。

①知的障害のあるAさん

市内の障がい者サロンに参加していた時、障がいの相談員やCSWから、Nジョイを紹介され、継続的に利用するようになりました。毎週来られて、皆とおしゃべりができる、新しい知り合いもできる、同級生との再会もできた楽しいところであるNジョイを利用していたある日、CSWから、「お手伝いをしてもらえないか」と声をかけられたことがきっかけで、チラシ配布の準備や食品の仕分けのボランティアを始めました。ボランティアを始めて、他にも自分にできることがあるという自信がつかしました。

②コミュニケーションに不安のあるBさん

学校の夏休み、初めて母親とござらっせ温泉の帰りに休憩を兼ねて立ち寄りしました。色々自分についての話を聞かれることが苦手だったので、最初は警戒して参加していましたが、スタッフの人が距離感保ってくれていたのが通うことができました。Nジョイに通い出して1年後に、CSWより「不登校の子のゲーム相手を探しているんだけど、やってもらえないか」という声かけがあり、ゲームの相手であればあまり話をすることもなく行えると思って引き受けました。ボランティアを行っている間は、毎回今日は上手く対応できたかと心配でしたが、ボランティア先のお父さんが「今日は〇〇の笑顔が見られたので良かったと思う」等と感想を話してくれたので、続けることができました。また年の近い子と関わることで、過去の自分を振り返ることもできました。相談する側から相談を受ける側になれたと感じ、レベルアップできたと思え嬉しかったです。今はボランティアを休止していますが、これからも困っている人の手助けができればと思っています。

市民の役割

社協の役割

- ・ 内容検討中
取組内容：地区社協運営
- ・ 内容検討中
取組内容：福祉団体活動支援、災害ボランティアの設置・運営、防災ボランティア養成
- ・ おたがいさまの気持ちを醸成し、支え合い活動につなげます
取組内容：社協会員制度、赤い羽根共同募金、フードドライブ・パントリー

行政の役割

- ・ 気軽に周りの人へ相談できるようなまちを目指します。
- ・ お互いに助けたり助けられたりする関係をつくり、支え合える地域づくりを支援します。
- ・ 災害時の備えや日常的な見守りのため、身近な地域での支え合いの取り組みを進めます。
- ・ 民生委員・児童委員やまちづくり組織など地域で活動する人と協働する経験を重ね、地域のことを話し合うことができる関係を築きます。

基本目標5 たつせがある

行動目標

- (11) 一人ひとりの価値観を認めあおう
- (12) 役割と居場所を大切にしよう
- (13) 若いまちらしさを発揮しよう
- (14) 誰も孤立しないまちにしよう

様々な人が暮らす地域で支え合いの意識を育み、多様な価値観が尊重され、誰もが役割をもち、生きがいを感じられる居場所づくりを進めます。また、若い世代が地域活動に気軽に参加できるよう、魅力発信に努めます。さらに、犯罪や非行から立ち直ろうとしている人を含め、すべての人が安心して暮らすことができ、誰も孤立しない地域を目指します。

地域ではどんなことが起きているんだろう？

タイトル【検討中】

4コマ漫画挿入

Cさんは、地域の集会所を活用して、放課後の小学生の居場所を作る活動をしています。

毎週平日に2回実施し、Cさんをはじめ地域の人や大学生がボランティアスタッフとして子どもを見守り、話し相手や遊び相手になります。ときには子どもを預けた保護者がボランティアスタッフとして子どもたちの相手をします。子どもに放課後どう過ごしてもらおうか悩んでいる保護者の声を感じていたことが活動のキッカケです。

ここでは子どもたちは学校や塾のようなカリキュラムは与えられず、年齢の違うほかの子どもやボランティアスタッフと自由な発想で過ごす中で、社会性を育んでいくのです。初めて来る子どもや外国語を話す子どもにもお構いなしに接する子どもたちのたくましさに日々Cさんは感心しています。ボランティアスタッフは子どもの様子や感じたことを記録として残し、子どもたちに気になる変化があれば保護者へそれとなく聞いてみます。悩み相談にももちろん応じています。保護者にとっては、送迎時にほかの保護者とのコミュニケーションの場にもなっています。

子どもの居場所づくりをきっかけに、地域の人に役割が生まれています。

市民の役割



社協の役割

- ・ 内容検討中
取組内容：Nジョイ、サロン助成
- ・ 内容検討中
取組内容：福祉教育（福祉実践教室）、ボランティア団体活動助成
- ・ ひとりひとりに役割と居場所ができるようにします
取組内容：赤い羽根共同募金
- ・ 孤立しないための支援を行います
取組内容：はやぶさ資金貸付、生活福祉資金貸付、フードドライブ・パントリー

行政の役割

- ・ 福祉や地域のことを知ること、学ぶこと、理解することで、地域での支え合い、助け合いの意識を育む機会をつくります。
- ・ 子どもの頃からの福祉教育や地域での様々な活動への参加体験を通して、福祉や地域への理解を深める機会をつくります。
- ・ 役割や居場所などを通して、一人ひとりが生きがいを感じ、「たつせがある」地域づくりを推進します。
- ・ 地域に出向き、地域の担い手となるようなキーパーソンを探し出し、ともに課題を解決していくことができる地域を目指します。
- ・ 人材の育成を推進し、多種多様な人が意識や知識を高めていけるような機会をつくります。
- ・ 犯罪や非行から立ち直ろうとする人の社会復帰へ向けて、理解促進や支援強化など、地域に受け入れていく土台を築きます。

4 地域福祉活動計画

(1) 地域福祉活動計画策定の背景及び趣旨

人口減少や少子高齢化の進展、気象災害の頻発、家族のきずなや近所とのつながりの希薄化、多様化する価値観や生活様式、働き方の広がりなどの影響により、社会経済情勢は大きく変化しています。地域福祉においても、高齢者単身世帯や生活困窮世帯の増加、自殺や孤立死、ひきこもりなどの社会的孤立、介護と子育てを同時に行うダブルケアや 8050 問題、虐待、ヤングケアラーなど、既存の制度だけでは十分な対応が行き届かない、複雑化・複合化した課題が生じています。

長久手市社会福祉協議会では、2014（平成 26）年 9 月に地域の人たちが見守り、お互いに支え合うことで誰もが安心して暮らせるまちを目指し、長久手市と協働で「第 1 次地域福祉計画・地域福祉活動計画」、2019（平成 31）年 3 月に「第 2 次地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定し、地域福祉活動に取り組んできました。

本市は全国的にも平均年齢が低く、人口増加が続いていますが、地域活動の担い手の不足・高齢化は進んでいます。いわゆる団塊の世代すべてが 75 歳以上となる 2025（令和 7）年以降、「高齢者の急増」・「現役世代の急減」に局面が変化すると予想され、地域の活力や地域福祉の持続可能性が脅かされています。さらに、地域での暮らしにおける人と人とのつながりが弱まる中で孤立し、困難を抱えていても誰にも相談できない、あるいは、適切な支援に結びつかないことにより、課題が深刻化しているケースが増えています。

社会構造が変化する中で、支援を必要とする人や家庭、困りごとや悩み事を抱えている人が増えており、より一層市民・団体・事業者・行政ともに助け合い、支え合い、課題を解決していくことが求められています。

このような状況を受け、令和 3 年 4 月に地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制を整備するための重層的支援体制整備事業（任意事業）の創設などを示した改正社会福祉法が施行されました。

そこで「第 2 次地域福祉計画・地域福祉活動計画」が令和 5 年度をもって計画期間を終えることから令和 6 年度から令和 11 年度までの 6 年間で計画期間とする「第 3 次地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定しました。

(2) 長久手市社会福祉協議会とは

長久手市社会福祉協議会は、誰もがふくし＝「ふ」だんの「く」らしの「しあわせ」を感じることでできるまちづくりの実現を目指し、住民、福祉団体、行政などと連携をとりながら、つぎの基本理念のもと活動しています。

<基本理念>

(アウトリーチ)

- ・私たちは、住民を主体とした地域の様々な福祉課題を発見し、制度の狭間や支援につながりにくい方も支援できるよう職員自らが地域に出向いて問題解決のネットワークづくりに取り組みます。

(協働・連携)

- ・私たちは、地域における多様な生活課題を受け止め、地域における幅広い協働・連携の場づくりや仕組みづくりを行い、その解決や予防に向けて早期発見、早期対応に努めます。

(専門的視野)

- ・私たちは、専門職としての自覚と誇りを持ち、先駆的な精神によって、住民と同じ目線で、課題の解決に尽力します。

(質の良いサービス提供)

- ・私たちは、誰もが安心して生活を送ることのできる地域づくりを実現するために資質の向上と利用者本位の質の高い福祉サービスの提供に努めます。

(組織のみえる化・透明性)

- ・私たちは、職場内での強固な連携を基盤とし、全職員が一丸となって安全性の向上と事故等の防止に努め、健全で透明性の高い組織運営を行います。

(3) 地域福祉活動計画の策定にあたって

私たち社協職員ひとりひとりが「ふ・く・し」の実現を担う相談員であるという自覚と誇りを持ち、地域福祉活動に取り組んできました。

そして、今までの取組をより一層深め、地域の誰もが役割を持ち、支え合い、協力して地域共生社会の実現をめざすため、「第3次長久手市地域福祉活動計画」を策定しました。

本計画は「気づき、つながり、届き、支え合う、たつせがあるまちながくて」を基本理念とし、市民・団体・事業者・行政が協働し、多様化するニーズや課題に対応していくための方針や役割等を具体的に示しています。また、本計画は長久手市が策定する「第3次長久手市地域福祉計画」と連携しながら、施策を展開するように策定しました。

(4) 評価指標(長期評価として)

- ① 問6 支援を必要としている方が近所で困っていることに「気がついた」とき、どのように対応するかという調査項目で「直接的な支援はできないが、関係機関に知らせる」、「支援をしたいが何をすればいいのかわからない」と回答された方、つまり何らかの支援をしたいと思っている方の割合が約5割。

→直接的・間接的な支援に参加できる方を増やしていきたい。

<現在社協が行っている市民参加の具体的取組>

- ・直接的支援につながる取組み

移動支援、食品の手渡しや配達支援

赤い羽根共同募金を利用した事業（例：食品配布（フードパントリー））

- ・間接的支援につながる取組み

- ・赤い羽根共同募金（寄付）、食品寄付（フードドライブ）

- ② 問17 福祉に関わる制度や言葉の認知度の調査項目で、社協で行っている（取り組んでいる）事業である「CSW」、「N-ジョイ」の認知度が1～3割。

→地域づくりの活動支援につながる事業であり、周知活動及び事業への参加者及び支援者増に引き続き取り組んでいきたい。

<現在行っている具体的取組>

- ・周知活動

ホームページ・Instagram・ツイッターでの情報発信

- ・Nジョイ（若者のつながりづくり ひきこもり等 相談窓口・居場所）

週2回部屋を開放、月1回程度活動の様子をYouTubeで生配信

(5) 長久手市社会福祉協議会の重点事業

<表示案> ←イメージをコンサルタント会社に伝えイメージ化予定

※人（地域）と実施事業のつながりが市民に伝わりやすいよう可視化したい

